

第9節 安全衛生管理

第1項 安全衛生委員会

1. 概要

区では各清掃事務所・多摩川清掃事業所に従事する職員の公務上の災害を防止し、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職業環境の形成を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各清掃事務所及び清掃事業所に大田区清掃事務所・事業所安全衛生委員会設置規程（以下、この節において「安全衛生委員会設置規程」という）の第1条で定める清掃事務所・事業所安全衛生委員会（以下、この節において「安全衛生委員会」という）を設置している。

2. 労働安全衛生法

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等、その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするものである（労働安全衛生法第1条）。

労働安全衛生法第17条において安全委員会の設置が、また、同法第18条において衛生委員会の設置が求められており、このそれぞれの委員会の設置に代えて同法第19条において安全衛生委員会の設置が求められている。

（安全委員会）

第17条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

2 安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第1号の者である委員（以下「第1号の委員」という。）は1人とする。

- 一 総括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

- 二 安全管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 3 安全委員会の議長は、第1号の委員になるものとする。
- 4 事業者は、第1号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- 5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(衛生委員会)

第18条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策を設けなければならない。
 - 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 2 衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第1号の者である委員は、1人とする。
- 一 総括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるものうちから事業者が指名した者
 - 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第1号の委員」とあるのは、「第18条第2項第1号の者である委員」と読み替えるものとする。

(安全衛生委員会)

第 19 条 事業者は、第 17 条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第 1 号の者である委員は、1 人とする。

- 一 統括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 産業医のうちから事業者が指名した者
- 四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

4 第 17 条第 3 項から第 5 項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 号の委員」とあるのは、「第 19 条第 2 項第 1 号の者である委員」と読み替えるものとする。

3. 安全衛生委員会の構成員及び任期

上記、労働安全衛生法に基づき区では安全衛生委員会設置規程を制定し、安全衛生委員会を設置している。当該委員会の構成及び任期は次の通りである。

(構成)

第 2 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 大田区清掃事務所及び清掃事業所統括安全衛生管理者等設置規程（平成 13 年訓令甲第 22 号）第 1 条に掲げる統括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医である者。ただし、産業医については、区長が指名した者に限る。
- (2) 職員のうちから事務所等の所長（以下「所長」という。）が指名した者 5 人以内
- (3) 安全又は衛生に関し経験を有する者で、労働組合の推せんに基づき所長が指名した者 8 人以内

2 議長は、前項第1号の総括安全衛生管理者とする。

3 議長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

上記規定を受け、各清掃事務所及び清掃事業所における令和2年度の安全衛生委員会の構成員（事務局は除く）は次の通りである（氏名は省略）。

<大森清掃事務所 計13名>

役職	週休G
所長	
産業医	
管理係長	
作業係長	6
統括技能長	6
統括技能長	3
技能長	5
技能長	1
技能主任	3
技能主任	1
技能主任	1
技能主任	4
技能主任	5

<調布清掃事務所 計13名>

総括安全衛生管理者1名に加え、下記の者が構成員である。

事務所側	組合推薦
管理係長	執行委員長
作業係長（安全管理者）	副執行委員長
統括技能長	副執行委員長
技能長	書記長
技能主任	執行委員
主任（衛生管理者）	
産業医	

<蒲田清掃事務所 計 15 名>

議長	統括安全衛生責任者	所長
1 名	産業医	医師
1 名	衛生管理者	管理係長
1 名	安全管理者	作業係長
4 名	所長選任委員	統括技能長
		技能長
		技能長
		技能長
7 名	労働組合推薦委員	委員長
		副委員長
		書記長
		執行委員
		執行委員
		執行委員
		執行委員

<多摩川清掃事業所 計 9 名>

所長・統括安全衛生責任者（議長）			
所長推薦委員	管理係長	労組推薦委員	執行委員長
	作業係長		副執行委員長
	統括技能長		書記長
	産業医		組織部長

（意見 No. 94）

大森清掃事務所の安全衛生委員会の構成員は構成員名簿には役職のみが記載され、どの者が安全衛生委員会規程に基づく所長指名の者か、労働組合の推薦に基づき所長が指名した者か不明である。役職で概ね分かるものの、どの者が構成員のどこに当たるのか、記載しておく必要があるものとする。

第2項 安全衛生計画と安全衛生関連図書の配付

1. 労働安全衛生計画

(1) 基本方針

労働安全衛生計画は、環境清掃部労働安全衛生管理の指針及び基本理念に基づき、その目標に向け、作業管理、作業環境管理、健康管理の3つの視点から対策を立案し、計画的かつ継続的に実施するものである。

(2) 各清掃事務所の労働安全衛生計画

労働安全衛生計画は各々の清掃事務所で策定されているが、それぞれの清掃事務所の労働安全衛生計画の内容は次の通りである。なお、主な内容のみ記載している。

1) 大森清掃事務所

1 基本方針

この計画は、令和2年度環境清掃部労働安全衛生管理の指針及び基本理念に基づき、目標の実現に向けて、①作業管理、②作業環境管理、③健康管理の3つの視点から対策を立案し、計画的かつ継続的に実施するものである。

また、その実施にあたっては、すべての職員の参加のもと、職場と事業運営の実態に応じて、効果的かつ効率的に取り組む。

2 目標

- ①交通安全対策の充実及び、安全作業手順等の徹底
- ②作業環境の点検・改善
- ③職員の健康状態の把握に基づく適切な指導

3 現状と対策

これまでの公務（労働）災害の発生状況や労働安全衛生活動の状況を踏まえて、①作業管理、②作業環境管理、③健康管理の3つの視点に沿って対策を実施する。

(1) 作業管理

〈対策〉

- ア 安全作業手順の遵守
- イ 職場巡視（安全衛生パトロール）の実施
- ウ 腰部災害防止対策の徹底
- エ 保護具の適正着用及び改善
- オ 交通事故防止対策の徹底

(2) 作業環境管理

〈対策〉

- ア 集積所の安全確保
- イ 作業環境の整備
- ウ 受動喫煙防止の推進

(3) 健康管理

〈対策〉

健康診断受診率の100%実施、産業医との連携の密、熱中症の予防等6項目について計画的かつ継続的に取り組む。

4 年間スケジュール・強調月間

労働安全衛生意識の高揚及び災害防止の徹底を図るため、国（厚生労働省）等が主催する各種キャンペーンと併せて強調月間を設定するなど、本計画に掲げる対策を計画的に展開する。

5 報告・届出

- (1) 職員への周知
- (2) 関係機関への届出

※ 他に別紙として「令和2年度産業医活動年間計画」「令和2年度職場研修計画」

2) 調布清掃事務所

【基本方針】

計画の策定にあたっては、次の3点を基本として、職員の安全確保と健康の保持増進を図る。併せて、公務（労働）災害の防止、及び車両事故の根絶に向けた実効的な計画となるよう努める。また、その推進にあたっては全職員が一丸となり、職場及び清掃事業運営の実態に応じて、効果的かつ効率的に取り組んでいく。

1. 作業管理 2. 作業環境清管理 3. 健康管理

1 現状と課題

- (1) 公務（労働）災害の要因別発生の状況
- (2) 重大事故の発生状況
- (3) 病気休職者、病気休暇者の状況（人）

2 事項別の目標

(1) 作業管理

公務災害・交通事故の防止

- ① 安全作業の徹底、安全作業研修の充実
- ② 腰部災害の防止対策の徹底
- ③ 保護具・作業衣適正着用の徹底及び改善の検討
- ④ 交通事故等防止対策の徹底

(2) 作業環境管理

災害のない快適な職場環境の整備

- ① 集積所の安全点検及び改善の推進
- ② 正しいごみの出し方の区民への周知・啓発（ふれあい指導班を活用した実効的な周知・啓発）
- ③ 職場環境の整備（定期的な環境測定、4 S【整理・整頓・清掃・清潔】運動の推進）

(3) 健康管理

健康で気持ちよく働くことができる職場環境の保持

- ① 産業医を積極的に活用した健康管理体制の整備（健診結果・持病の相談等）
- ② 健康診断全職員受診の継続
- ③ ラインケアによるメンタルヘルス対策の実行
- ④ 産業医による健康講演会の実施
- ⑤ 「健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」の主旨をふまえ、受動喫煙のない職場環境の徹底を図る。
- ⑥ 夏季作業中における熱中症の予防

3 重点実施事項

- (1) 公務災害・交通事故の防止
- (2) 「安全作業手順」順守の徹底
- (3) 腰部災害の防止
- (4) 危険集積所の改善
- (5) 健康管理の徹底
- (6) 安全衛生委員会における審議内容の周知

※ 他に別紙として「令和2年度 事故防止計画」「令和2年度 産業医年間活動計画」

3) 蒲田清掃事務所

1. 基本理念・基本方針

令和2年度環境清掃部労働安全衛生管理の指針（以下部指針）に基づき「人命尊重」及び「安全第一」を基本理念とした労働安全衛生計画（以下「計画」という）を策定する。

策定にあたっては「作業管理」「作業環境管理」「健康管理」の労働衛生3管理から対策を講じ、職員の安全確保と健康の保持増進を目指すものとする。計画の推進にあたって統括安全衛生管理者は、職員全員参加のもとに職場の運営実態に応じて、効果的で効率的な対策に取り組む。

2. 目標

公務災害の発生防止及び清掃車両事故の根絶

3. 現状と対策

(1) 作業管理

【対策】

- ① 安全作業の徹底
 - (ア) 安全パトロールの実施
 - (イ) 職場内研修の実施
 - (ウ) ゆとり作業励行の日
 - (エ) 標語ワッペンの着用
- ② 腰部災害防止対策の徹底
 - (ア) 腰痛予防体操の励行
 - (イ) 腰痛予防強調月間事業の実施
 - (ウ) 腰痛健診の受診奨励
- ③ 保護具の安全着用の徹底
 - (ア) 安全点検日の設定
 - (イ) 安全パトロールによる指導
- ④ 熱中症対策について
- ⑤ 交通事故防止対策の徹底
- ⑥ 応急救護訓練の実施

(2) 作業環境管理

【対策】

- ① 集積所の安全確保
- ② 作業環境の整備

(3) 健康管理

【対策】

- ① 産業医活動の推進
- ② 定期健康診断及び各種検診の受診率の向上
- ③ 定期健康診断結果に基づく健康相談
- ④ 感染症への対応
- ⑤ 受動喫煙対策

(4) 労働安全衛生スケジュール

4. 労働安全衛生運動の推進

- (1) 安全運動月間（7月1日～7月31日）
- (2) 労働衛生週間（10月1日～10月7日）
- (3) 腰痛予防強化月間（10月1日～10月31日）
- (4) 年末年始災害防止期間（12月上旬～1月上旬）

5. 関係機関への速やか報告・届出

※ 他に別紙として「令和2年度 事故防止計画」「令和2年度 産業医活動年間計画」「令和2年度 労働安全衛生スケジュール」

4) 多摩川清掃事業所

1 目的

この計画は、多摩川清掃事業所における人命尊重、安全第一の基本理念を基に交通安全対策及び安全作業対策、作業環境改善及び職員の健康維持増進に係る具体策を講じることを目的とする。

2 基本方針

(1) 交通安全管理

交通事故防止のため職員一人ひとりに着目した交通安全対策を実施する。

(2) 作業管理

作業事故防止のため作業手順の点検及び改善を実施する。

(3) 作業環境管理

適正な作業環境維持のため定期的な作業環境の点検及び整備を実施する。

(4) 健康管理

良好な業務執行を行うため職員の健康状態の把握と適切な対応及び予防対策を実施する。

3 事項別の計画目標

(1) 交通安全管理

事故防止計画の策定と取組みを実施し、交通事故の撲滅を目指す。

(2) 作業管理

安全作業手順に基づき、作業管理上の事故の撲滅を目指す。

(3) 作業環境管理

集積所の安全点検を実施。職場環境の整備など作業環境管理を徹底して行う。

(4) 健康管理

産業医の積極的な活用を図り、職員一人ひとりに対してきめ細かい健康管理を推進する。

4 労働安全衛生運動の推進

5 関係機関への速やかな報告・届出・通報等の遵守

※ 他に別紙として「令和2年度 事故防止計画」「令和2年度 産業医活動年間計画」

(意見 No. 95)

各清掃事務所が年間の労働安全衛生計画を作成しているが、その仕様や内容は各清掃事務所に委ねられており、仕様も内容も各々の清掃事務所により異なっている。

各清掃事務所の実情に合わせて労働安全衛生計画は作成されるべきものであるが、仕様を統一することを検討する必要があるものと考ええる。

各清掃事務所で共通している項目は基本方針と産業医活動年間計画だけであり、それ以外の項目は各清掃事務所で記載の仕様が異なっていたり、そもそも記載されていない項目も存在している。

例えば、報告・届出という項目は調布清掃事務所では記載がないが、迅速な報告・届出は必要事項であり、当該項目の記載は必要なものと考えられる。また、職場研修計画、事故防止計画等の年間スケジュールも基本的にはどの清掃事務所でも行われているものであり、そうしたスケジュール関係についても、どの計画を記載するか、そして、その仕様についてもある程度統一することが必要なものと考ええる。

2. 安全衛生関連図書の配付

清掃事業課における職務遂行上必要な情報収集及び職員の安全衛生のため、令和2年度に次の図書の購入を予定している。

(単位：円)

品名	発行所	数量	単価 (税込)	金額 (税込)
月刊廃棄物	日報ビジネス(株)	60 冊	1,844	110,640
安全衛生のひろば	中央労働災害防止協会	48 冊	708	33,984
安全と健康	中央労働災害防止協会	48 冊	943	45,264
安全衛生壁新聞	中央労働災害防止協会	120 部	220	26,400
合 計				216,288

(意見 No. 96)

支出予定金額は上記 216,288 円で決定されているが、業者との見積書及び契約書には発行価格 (税込) の 6%引きとすることが明記されているため、支出予定金額は値引後の金額で決定すべきであるものと考ええる。なお、6%引きとすると金額は次の通りとなる。

(単位：円)

品名	発行所	値引計算式	金額 (税込)
月刊廃棄物	日報ビジネス(株)	定価 1,844 円×94%×60 冊	103,980
安全衛生のひろば	中央労働災害防止協会	定価 708 円×94%×48 冊	31,920
安全と健康	中央労働災害防止協会	定価 943 円×94%×48 冊	42,528

安全衛生壁新聞	中央労働災害防止協会	定価 220 円×94%×120 部	24,720
合 計			203,148

第3項 公務災害・労務災害の発生状況

1. 公務災害と労務災害の概要

(1) 公務災害と労務災害の相違点

公務災害とは、公務員が公務遂行中に労働災害を受けることであり、公務災害では公務員災害補償法に基づく療養を受けることができる。

一方、公務員ではない労働者が業務中に労働災害を受けた場合には労働者災害補償保険（以下、この節において「労災保険」という）として療養を受けることになる。

公務員については、国や地方公共団体と労働契約として私法上の関係がある一方で、公法上の関係もあることから、公務員の公務災害は労働者と事業主という私法上の関係で発生する労働災害とは異なる部分があり、労災保険で補償を行うことは適切でない。そのため、労災保険と別に公務員災害補償法が設けられており、当該法に基づいて補償を受けることになる。

(2) 公務災害の認定

公務災害として認定されるためには、公務遂行性と公務起因性の2要件を満たしている必要がある。

ここで公務遂行性とは、公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したことであり、公務起因性とは、公務とその災害との間に相当因果関係があることである。

(3) 公務上の負傷の認定

公務上の負傷の認定においては、負傷の発生が外面的かつ可視的であることから、公務との間に直接的な因果関係が認められるため、特に医学的判断を要することなく公務起因性は認められ、その上で、公務遂行性が認められれば認定されることとなる。次に掲げる1)から13)の場合の負傷は原則として公務上のものとされる（公務上の災害の認定基準について）。

- 1) 通常又は臨時に割り当てられた職務（地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合、地方公務員法第42条の規定による職員の保健の

ための健康診断を受けている場合を含む) を遂行している場合に発生した負傷

- 2) 職務遂行に通常伴うと認められる合理的な行為（公務達成のための善意による行為を含む）を行っている場合に発生した負傷
- 3) 勤務時間の始まり又は終わりにおいて職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行っている場合に発生した負傷
- 4) 勤務場所において負傷し、又は、疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合に発生した負傷
- 5) 非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎を含む）を防護する行為を行っている場合に発生した負傷
- 6) 出張又は赴任の期間中である場合に発生した負傷、ただし次に掲げる場合を除く。
 - ① 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合
 - ② 上記①に該当する場合以外の場合において、恣意的に行っているとき
 - ③ 出張先の宿泊施設が住居としての性格を有するに至った場合の宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上
- 7) 次に掲げる出勤又は退勤途上にある場合に発生した負傷
 - ① 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
 - ② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
 - ③ 午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
 - ④ 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
 - ⑤ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
 - ⑥ 引き続いて 24 時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
 - ⑦ 地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づく条例に規定する勤務を要し

ない日及びこれに相当する日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

- ⑧ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ⑨ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合の出勤又は退勤の途上
- ⑩ ①から⑨までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

- 8) 地方公務員法第 42 条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合に発生した負傷
- 9) 勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるものにより発生した負傷
- 10) 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷
- 11) 職務遂行に伴う怨恨によって発生した負傷
- 12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷
- 13) その他、公務と相当因果関係をもって発生した負傷

2. 公務災害・労務災害の発生件数

環境清掃部における過去 3 年度の公務災害・労務災害の発生件数は次の通りである。

平成 29 年度 発生件数 24 件	休業が必要な災害	17 件
	休業が不要な災害	7 件

※ 発生件数のうち、公務災害は 23 件、労務災害は 1 件である。

平成 30 年度 発生件数 18 件	休業が必要な災害	13 件
	休業が不要な災害	5 件

※ 発生件数のうち、公務災害は 16 件、労務災害は 2 件である。

令和元年度 発生件数 21 件	休業が必要な災害	14 件
	休業が不要な災害	7 件

※ 発生件数のうち、公務災害は 17 件、労務災害は 4 件である。

また、区全体での公務災害・労務災害の件数と環境清掃部での発生件数の比率は次の通りである。なお、区における公務災害の発生件数には通勤災害も含まれている。

年度	区における公務災害 発生件数	環境清掃部の公務災害 発生件数	区全体に占める環境清掃部 公務災害発生割合
平成 29	44	23	52.3%
平成 30	46	16	34.8%
令和元	41	17	41.5%
計	131	56	42.8%

※ 区における公務災害の発生件数に含まれる通勤災害の発生件数は令和元年度 5 件、平成 30 年度 12 件、平成 29 年度 5 件である。

区全体に占める環境清掃部での公務災害の発生割合は平均で 4 割を超えており、かなりの割合を占めている。

3. 公務災害・労務災害の発生原因

環境清掃部における過去3年度の公務災害・労務災害の発生原因は次の通りである。

	転倒・ 転落	切擦・ 切れ	挟まれ	動作の 反動	腰部捻挫 等	虫刺され	交通事故	その他	合計
平成 29年度	7件	1件	1件	6件	0件	0件	2件	7件	24件
平成 30年度	2件	1件	1件	8件	0件	2件	0件	4件	18件
令和 元年度	6件	0件	2件	10件	1件	0件	0件	2件	21件

4. 公務災害・労務災害の内容

令和元年度の公務災害は17件、労務災害は4件であり、その主な内容は次の通りである。

<公務災害>

No	所名	発生日	病名	原因別類型	休業等	公災認定日	発生状況
1	調布	6/4	左肩関節捻挫	動作の反動	休業	9/24	収集作業中
2	蒲田	6/20	左太腿部切創	動作の反動	非休業	10/10	収集作業中
3	調布	7/5	腰椎捻挫	腰部捻挫等	休業	9/6	収集作業中
4	調布	7/29	右肩腱板損傷	転倒	休業	10/17	収集作業中
5	蒲田	8/2	打撲・挫創	挟まれ	非休業	1/10	収集作業中
6	大森	8/10	左手及び左腰打撲	転倒	休業	2/13	収集作業中
7	蒲田	8/13	熱中症	その他	休業	12/12	収集作業中
8	調布	9/5	左第10肋骨骨折	動作の反動	休業	1/15	収集作業中
9	大森	11/1	左肩頸関節挫傷	転倒	休業	3/18	収集作業中
10	大森	11/18	左足腓腹筋挫傷	動作の反動	休業	3/9	収集作業中
11	蒲田	12/10	肋骨骨折	動作の反動	非休業	3/9	収集作業中
12	調布	12/17	右手切創	動作の反動	休業	1/30	収集作業中
13	調布	1/28	左手掌切創	動作の反動	休業	3/4	収集作業中

<労務災害>

No	所名	発生日	病名	原因別類型	休業等	公災認定日	発生状況
1	蒲田	6/13	右手小指内出血	挟まれ	非休業	-	収集作業中
2	蒲田	7/26	頭部切創	動作の反動	非休業	-	工場内降車時
3	大森	8/8	右足首捻挫	転倒	休業	-	収集作業 降車時
4	蒲田	11/18	目に油が飛散し網 膜表面に小さな傷	その他	非休業	-	収集作業中

公務災害に熱中症が 1 件あるものを除き、公務災害、労務災害ともに全て収集作業時の怪我である。また、その原因も動作の反動、転倒、挟まれがほとんどであり、骨折等の重傷者も発生している。

5. 非常勤職員に対する補償

(1) 地方公務員災害補償法の対象

公務災害で公務員災害補償法に基づき療養を受けることができるのは常勤職員（地方公務員災害補償法第 2 条第 1 項）と地方公務員災害補償法施行令第 1 条で定める次の再任用職員と常勤的非常勤職員である。

<p>第 1 条 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>1 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者</p> <p>2 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの</p> <p>2 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する常時勤務に服することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものは、前項第 2 号に掲げる者に準ずる者として総務大臣が定める者とする。</p>

上記の職員に対しては、地方公務員災害補償法による補償ができるが、その他の非常勤職員については、その業務中に受けた労働災害については労災保険から療養を受けることになる。

(2) 休業補償給付

地方公務員災害補償法では休業補償について、給与を受けないときから休業補償が適用される（地方公務員災害補償法第 28 条）ものの、非常勤職員に適用される労災保険では休業補償は 4 日目から支給される（労災法第 14 条）こととなっており、このままでは休業補償の初日から 3 日目までについて非常勤職員は補償が受けられないことになる。

地方公務員法では「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」（地方公務員法第 24 条第 5 項）とされており、区にその補償義務があるため、区では「労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則」を設け、次のように休業補償を定め、非常勤職員が補償を受けられるようにしている。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、区長が任命する労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。）の適用を受ける大田区非常勤職員（以下「職員」という。）の公務災害及び通勤災害に伴う休業補償及び休業援護金（以下「休業補償等」という。）の支給について定めるものとする。

(休業補償)

第 4 条 職員が公務災害又は通勤災害により、療養のため勤務することができないときは、その勤務することができない第 3 日目まで（以下「第 3 日目まで」という。）の期間につき、休業補償として、給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、第 3 日目までの期間中に、当該期間の賃金又は法第 12 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する休業補償給付若しくは第 21 条第 2 号に規定する休業給付の支給を受けた日がある場合は、その日は補償期間に算入しない。

(3) 地方公務員災害補償法独自の補償

地方公務員災害補償法では、労災保険にはない次のような福祉事業としての遺族特別援護金と障害特別援護金の制度がある。

これは民間であれば労使で上積補償の協定を定める等の上積補償制度があることとの均衡を図るものである。

遺族特別援護金は公務災害であれば最大 1,860 万円、通勤災害であれば最大 1,115 万円、障害特別援護金であればその障害等級によって次の表の通り公務災

害であれば最大 1,540 万円、通勤災害であれば最大 915 万円が支給される。

障害等級	公務災害	通勤災害
第 1 級	1,540 万円	915 万円
第 2 級	1,500 万円	885 万円
第 3 級	1,460 万円	855 万円
第 4 級	875 万円	520 万円
第 5 級	745 万円	445 万円
第 6 級	615 万円	375 万円
第 7 級	485 万円	300 万円
第 8 級	320 万円	190 万円
第 9 級	250 万円	155 万円
第 10 級	195 万円	125 万円
第 11 級	145 万円	95 万円
第 12 級	105 万円	75 万円
第 13 級	75 万円	55 万円
第 14 級	45 万円	40 万円

(意見 No. 97)

上記のような遺族特別援護金及び障害特別援護金について、現状では非常勤職員には適用されない。

これらの制度は民間の上積補償制度との均衡を図ることを目的として制定されているものであるが、区の非常勤職員に対しては、そもそも上積補償制度の適用もない。このため、その制度趣旨からも非常勤職員に対して同様の制度を制定することが必要であり、新たに条例を定めることの検討が必要なものとする。

第 4 項 安全衛生連絡会

1. 概要

安全衛生連絡会は、環境清掃部内の安全衛生に係る情報交換及び清掃事務所・清掃事業所職員の安全・衛生に関する共通事項について連絡、調整を行うことにより、清掃事務所・事業所安全衛生委員会の活動に資することを目的として、環境清掃部に設置されるものである（大田区環境清掃部安全衛生連絡会設置要綱（以下、この節において「連絡会設置要綱」という）第 1 条）。

2. 構成及び任期

連絡会設置要綱によれば構成員及びその任期は次の通りである。

(構成)

第2条 連絡会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 連絡会の長 環境清掃部長
- (2) 環境清掃部管理職の内、環境清掃部長が指名した者
- (3) 東京清掃労働組合大田総支部の推薦を受けた者

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和2年度の安全衛生連絡会の構成員は「令和2年度 大田区環境清掃部安全衛生連絡会名簿」によれば、次の者であり合計14名となっている。

- ・ 会長 環境清掃部長 1名
 - ・ 環境清掃部長の推薦に基づく委員 下記の5名
 - 清掃事業課長
 - 環境計画課長
 - 大森清掃事務所長
 - 調布清掃事務所長
 - 蒲田清掃事務所長（兼務多摩川清掃事業所長）
 - ・ 労働組合の推薦に基づく委員 下記の6名
 - 大田総支部選出 2名
 - 大森支部選出 1名
 - 調布支部選出 1名
 - 蒲田支部選出 1名
 - 多摩川支部選出 1名
- ※ なお、大森、調布、蒲田、多摩川の各支部は代理を1名定めている。
- ・ 事務局 2名（清掃事業課清掃リサイクル担当から）

3. 安全衛生連絡会の開催

(1) 開催回数

安全衛生連絡会は、原則として四半期毎に開催するものとされている（連絡会

設置要綱第5条)。

(2) 開催状況

令和元年度の安全衛生連絡会の開催状況は次の通りである。

- 第1回 令和元年 5月16日
- 第2回 令和元年 8月29日
- 第3回 令和元年12月12日
- 第4回 令和2年 2月28日

(3) 議題と議事録

安全衛生連絡会における議題について、連絡会設置要綱には特に定められていないが、令和元年度の第1回～第4回の安全衛生連絡会における議題は次の通りである。

<令和元年度 第1回安全衛生連絡会>

- ア 公務災害等発生状況
- イ 車両事故等発生状況
- ウ 令和元年度各所労働安全衛生計画について
- エ 令和元年度環境清掃部安全運動月間実施要綱(案)について
- オ 令和元年度環境清掃部安全衛生連絡会スケジュール(案)について

<令和元年度 第2回安全衛生連絡会>

- 1 公務災害等発生状況(令和元年8月10日現在)について
- 2 車両事故等発生状況(令和元年度8月10日現在)について
- 3 令和元年度環境清掃部安全運動月間実施結果報告について
- 4 令和元年度環境清掃部労働衛生月間の実施要綱(案)について
- 5 令和元年度腰痛予防月間実施要綱(案)について
- 6 令和元年度集積所の安全点検・改善強調月間実施要領(案)について
- 7 保護具(長靴)の仕様変更について

<令和元年度 第3回安全衛生連絡会>

- 1 公務災害等発生状況(令和元年11月30日現在)について
- 2 車両事故等発生状況(令和元年11月30日現在)について
- 3 令和元年度環境清掃部労働衛生月間実施結果報告及び腰痛予防強調月間実施結果報告について

- 4 令和元年度年末年始作業の基本的考え方
- 5 令和元年度年末年始の清掃工場定点パトロール実施（案）について
- 6 その他
 - ① 雇上会社に対する事故防止の対応について
 - ② 雇上会社による交通安全の取組みについて
 - ③ 大田区リサイクル事業協同組合に対する事故防止の対応について
 - ④ 針刺し事故での検査費用に対する考え方

<令和元年度 第4回安全衛生連絡会>

- 1 公務災害等発生状況（令和2年2月10日現在）について
- 2 車両事故等発生状況（令和2年2月10日現在）について
- 3 令和元年度集積所の安全点検・改善強調月間実施結果報告について
- 4 令和元年度年末年始における安全作業実施結果報告について
- 5 令和2年度環境清掃部労働安全衛生管理の指針（案）について
- 6 令和2年度環境清掃部安全衛生連絡会開催予定（案）について
- 7 その他
 - 新型コロナウイルスについて
 - 令和2年度第1回安全衛生連絡会日程

（意見 No. 98）

令和元年度の安全衛生連絡会のファイルを確認したところ、第2回の安全衛生連絡会の議事録が作成されておらず、「概要」として安全衛生連絡会の簡単な議事内容が記載された文書のみが作成されていた。

議事録であれば議題に対し誰がどのような発言等を行ったかを確認できるが、当該概要では、議題のタイトルとその説明を行った旨しか記載されておらず、それらの議題に対してどのような発言があったか等も全く記載されていないため、そのような確認ができない。

欠席委員や委員以外の関係職員との情報共有のため、連絡会の活動報告のため等、このような概要では、振り返って確認する際の検証書類としては不十分なものであることから、全ての安全衛生連絡会において議事録を作成する必要があると考えられるため、今後留意する必要がある。

第5項 清掃事業自動車の事故

1. 事故一覧

環境清掃部事業概要によれば、過去3年間の清掃事業自動車の交通事故件数（走行時・作業運行時の事故件数）は次の通りである。なお、事故の件数には一般財団法人大田区環境公社（以下、この節で「環境公社」という）で発生した件数も含まれている。

(1) 直営

<平成29年度>

配車先	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率
	人身	物損				
大森	0	1	0	1	3,720	0.027%
調布	0	1	0	1	4,030	0.025%
蒲田	0	0	3	3	4,650	0.000%
多摩川	0	0	0	0	620	0.000%
清掃事業課	0	0	0	0	620	0.000%
合計	0	2	3	5	13,640	0.015%

<平成30年度>

配車先	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率
	人身	物損				
大森	0	0	1	1	4,017	0.000%
調布	0	0	0	0	4,017	0.000%
蒲田	0	1	0	1	4,326	0.023%
多摩川	0	0	0	0	618	0.000%
清掃事業課	0	0	0	0	618	0.000%
合計	0	1	1	2	13,596	0.007%

<令和元年度>

配車先	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率
	人身	物損				
大森	0	2	0	2	3,732	0.054%
調布	0	1	0	1	4,043	0.025%

蒲田	1	4	2	7	4,665	0.107%
多摩川	0	0	0	0	622	0.000%
清掃事業課	0	0	0	0	622	0.000%
合計	1	7	2	10	13,684	0.058%

(注)

※ 稼働台数 = (事務所別配車台数 + 各所軽小 + 指導車等) × 各年度の作業日

※ 多摩川、清掃事業課 = 指導車

(2) 雇上・資源・粗大

<平成29年度>

配車先	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率
	人身	物損				
大森	1	18	7	26	16,740	0.114%
調布	1	8	10	19	13,950	0.065%
蒲田	1	10	11	22	17,050	0.065%
清掃事業課	0	0	0	0	930	0.000%
合計	3	36	28	67	48,670	0.080%

※ 清掃車両事故一覧によれば、雇上33件(車両火災4件、飛散事故6件含む)、資源26件、粗大6件、環境公社2件(車両火災1件含む)である。

<平成30年度>

配車先	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率
	人身	物損				
大森	1	10	8	19	18,798	0.059%
調布	1	4	7	12	14,214	0.035%
蒲田	2	14	6	22	18,849	0.085%
清掃事業課	0	0	0	0	924	0.000%
合計	4	28	21	53	52,785	0.061%

※ 清掃車両事故一覧によれば、雇上20件(車両火災1件、飛散事故1件含む)、資源21件、粗大6件、環境公社7件(車両火災1件、飛散事故2件含む)の合計54件で上表と整合しておらず、1件の差がある。

<令和元年度>

配車先	有 責		無責	合 計	稼働台数	有責事故発生率
	人 身	物 損				
大 森	1	11	5	17	18,909	0.063%
調 布	2	7	1	10	14,617	0.062%
蒲 田	2	15	3	20	18,971	0.090%
清掃事業課	0	0	0	0	930	0.000%
合 計	5	33	9	47	53,427	0.071%

※ 清掃車両事故一覧によれば、雇上 16 件（車両火災 1 件、飛散事故 1 件含む）、資源 18 件、粗大 8 件、環境公社 5 件（飛散事故 2 件含む）である。

(注)

- ※ 稼働台数＝一日当たり配車台数（＝雇上車両及び資源回収車両の週平均配車台数÷6）×各年度の作業日
- ※ 小型家電回収車両は除く
- ※ 清掃事業課＝資源持ち去りパトロール車

(指摘 No. 34)

平成 30 年度の交通事故の件数について、環境清掃部事業概要の件数と清掃車両事故一覧の件数との間に 1 件の差があった。

蒲田と調布の清掃事務所分は件数が一致していたことから、環境公社分の交通事故件数が環境清掃部事業概要には含まれていないことが原因と思われる。

事業概要等の公表資料の開示に当たっては、事前に関連資料との整合性を確認する等のチェック体制の整備が重要であり、今後同様の誤りが発生しないよう、より一層厳格なチェック体制の整備が必要なものとする。

(3) 合計

<平成 29 年度>

配車先	有 責		無責	合 計	稼働台数	有責事故発生率
	人 身	物 損				
大 森	1	19	7	27	20,460	0.098%
調 布	1	9	10	20	17,980	0.056%
蒲 田	1	10	14	25	21,700	0.051%
多摩川	0	0	0	0	620	0.000%
清掃事業課	0	0	0	0	1,550	0.000%
合 計	3	38	31	72	62,310	0.066%

<平成 30 年度>

配車先	有 責		無責	合 計	稼働台数	有責事故発生率
	人 身	物 損				
大 森	1	10	9	20	22,815	0.048%
調 布	1	4	7	12	18,231	0.027%
蒲 田	2	15	6	23	23,175	0.073%
多摩川	0	0	0	0	618	0.000%
清掃事業課	0	0	0	0	1,542	0.000%
合 計	4	29	22	55	66,381	0.050%

<令和元年度>

配車先	有 責		無責	合 計	稼働台数	有責事故発生率
	人 身	物 損				
大 森	1	13	5	19	22,641	0.062%
調 布	2	8	1	11	18,660	0.054%
蒲 田	3	19	5	27	23,636	0.093%
多摩川	0	0	0	0	622	0.000%
清掃事業課	0	0	0	0	1,552	0.000%
合 計	6	40	11	57	67,111	0.069%

2. 令和元年度の事故内容

令和元年度に発生した事故の主な内容は次の通りである。

<直営>

No	所名	事故種別	責任	発生日時	損害の程度	発生状況及び原因等
1	蒲田	走行時	物損・無責	4/6	なし	相手方車両の確認不足により接触、双方キズなし
2	蒲田	走行時	物損・有責	6/17	相手方：左右ミラー、右ハンドル等	バイクと接触しバイク転倒
3	調布	走行時	物損・有責	7/4	リア操作スイッチボックス、バンパー等	バック時電柱と接触
4	蒲田	走行時	物損・無責	9/4	スペアタイヤホルダー曲がり	信号無視のバイクが接触

5	蒲田	走行時	人身・有責	10/28	相手方： 足の骨ヒビ	幼児飛び出し
6	蒲田	作業運行時	物損・無責	11/1	花壇レールが破損、 車両左サイドカバー ガードバー曲がり	交差点、内輪差で 花壇と接触
7	蒲田	作業運行時	物損・有責	3/3	ガードレール支柱と ジョイント金具破損	バック時にガードレールと接触
8	蒲田	作業運行時	物損・有責	3/4	相手方：右ドアミ ラー傷、区側：左後 方架装部傷	停車していたタクシーと接触
9	大森	走行時	物損・有責	3/16	なし	交差点で自転車と接触
10	大森	走行時	物損・有責	3/17	なし	走行中に子供飛び出し、 接触も双方がなし

< 雇上 >

No	所名	事故種別	責任	発生日時	損害の程度	発生状況及び原因等
1	蒲田	走行時	物損・無責	4/5	車両右側後部	相手方トラックが接触、 相手方 100%過失
2	大森	作業時	物損・無責	4/16	なし	収集作業中に接触されたが 双方に傷なし
3	大森	走行時	物損・有責	5/17	相手方：右サイド ミラー傷	停車車両と接触
4	蒲田	走行時	物損・有責	5/18	相手方：車両後部 2ヶ所へこみ傷等	前方確認不足により追突
5	調布	作業運行時	物損・有責	5/24	相手方：自転車 ギアカバー破損	収集現場で降車時に開けた ドアと自転車が接触
6	蒲田	車両火災	物損・無責	5/25	なし	収集作業中に煙、 出火原因はライター
7	調布	走行時	物損・有責	5/28	右フロントフェンダー	交差点でタクシーと接触
8	蒲田	作業運行時	物損・有責	6/12	相手方：右後部 フェンダー	左折時に駐車車両と接触
9	蒲田	作業運行時	物損・有責	8/28	金属性ボールに傷、 スイッチボックス擦傷等	金属性ボールと接触
10	調布	作業運行時	物損・無責	9/10	ウインカー等破損	走行中、相手方が 接触してきた

11	蒲田	飛散事故	人身・有責	9/30	区民に飛散	ゴミが飛散し自転車で 通行中の区民にかかる
12	大森	作業時	人身・無責	11/1	職員：左肩 関節挫傷	収集作業中に自転車が 職員に追突
13	蒲田	作業運行時	物損・有責	12/17	マンション壁タイル破損	後方不注意により 壁と接触
14	蒲田	作業運行時	物損・有責	12/18	自転車変速機 ワイヤ曲がり	収集現場で降車時に開けた ドアと自転車が接触
15	調布	作業運行時	人身・有責	1/6	なし	交差点で自転車と接触
16	調布	作業運行時	物損・有責	2/21	幌上部に擦傷	駐車車両を避ける際にリアゲートに幌上部が接触

<資源>

No	所名	事故種別	責任	発生日時	損害の程度	発生状況及び原因等
1	蒲田	作業運行時	物損・有責	5/13	フロントフェンダー 破損	バック時バックと接触
2	蒲田	走行時	物損・有責	7/20	ガレージ底の スレ、幌右骨組 損傷	幌と底が接触
3	蒲田	作業運行時	物損・有責	7/22	フェンダー凹み	バック時ガードレールと接触
4	大森	走行時	物損・有責	7/31	店舗底、看板 破損	車両左上部と看板、 底が接触
5	蒲田	走行時	物損・有責	8/5	相手方左ミラー 破損	右折時に相手方左ミラーと 左側幌が接触
6	大森	走行時	物損・有責	10/5	相手方自転車 後輪歪み	交差点で自転車と接触
7	蒲田	作業運行時	物損・有責	10/24	ブロック塀破損	発進時左前と塀が接触
8	調布	作業運行時	物損・有責	10/26	ガードレール 塗料付着	ガードレールと接触
9	大森	作業運行時	物損・有責	12/16	電柱に軽微な 傷、車両あたり 凹み	バック時電柱と接触
10	大森	作業運行時	物損・有責	12/24	ブロック塀ひび	バック時ブロック塀と接触
11	大森	作業時	人身・有責	1/10	相手方：ケガ	収集現場で降車時に開けた ドアと自転車が接触

12	蒲田	作業運行時	物損・有責	1/11	ポール倒壊	車両発進時前方ポールと接触
13	蒲田	走行時	人身・有責	1/25	相手方：頭部 裂傷、出血	交差点で自転車と接触し 相手方は転倒
14	調布	走行時	人身・有責	2/6	なし	自転車と接触
15	蒲田	走行時	物損・有責	2/18	街路灯カバー破 損、商店街 銘板落下	左折時に右後部と街路灯 が接触
16	蒲田	走行時	物損・有責	2/18	相手方：打撲	交差点で自転車と接触
17	調布	作業時	物損・有責	2/28	マンション外壁破 損、運転手 右手複雑骨折	坂道作業中サイドブレーキが 甘く壁に激突
18	調布	走行時	物損・有責	3/27	サイドミラー損傷	荷台からコンテナ落下し 対向車と接触

<粗大>

No	所名	事故種別	責任	発生日時	損害の程度	発生状況及び原因等
1	蒲田	作業運行時	物損・無責	5/8	助手席ドア擦傷、 凹み他	相手方車両が接触
2	大森	走行時	物損・有責	6/22	相手方フロントアッパー カウル傷	バック時バックと接触
3	大森	走行時	物損・有責	7/16	壁面擦傷、ウインカー 損傷	バック時壁と接触
4	蒲田	作業運行時	物損・有責	8/7	左ドア擦傷	バック時塀と接触
5	大森	走行時	物損・有責	10/23	アルミフェンス破損	左折時アルミフェンスと接触
6	大森	走行時	物損・無責	1/20	フロントガラス損傷他	トラックがバックで接触
7	大森	作業運行時	物損・有責	2/19	タイヤハウス擦傷	左折時鉄柵と接触
8	蒲田	走行時	物損・有責	3/10	自転車置場屋根 一部破損	切返し時左天蓋と屋根が接 触

<環境公社>

No	所名	事故種別	責任	発生日時	損害の程度	発生状況及び原因等
1	公社	飛散事故	物損・無責	4/2	なし	マイクロビーズが飛散
2	公社	飛散事故	物損・無責	5/6	道路、外壁汚損	ケチャップらしきものが飛散
3	公社	作業運行時	物損・有責	6/17	常夜灯破損	乗車時にバランスを崩し破損

4	公社	作業運行時	物損・有責	6/20	電柱に塗料付着	電柱と接触
5	公社	作業運行時	物損・有責	12/3	街路灯一部破損	切り返したためのバック時に 街路灯と接触

(意見 No. 99)

令和元年度においては、人身事故が直営、雇上・資源・粗大等合わせて計7件と過去3年間で最も多かった。その内訳を見ると、幼児の飛出し1件以外は自転車絡みの事故であった。

自転車との接触が多いことから、自転車との事故を中心とした安全指導を今後の重点事項として、交通安全対策を行っていく必要があるものとする。

(意見 No. 100)

また、人身事故には至っていないものの、事故として多いものがバック時の接触である。バック時の接触も万が一後ろに人がいた場合には人身事故に発展することから、上記、自転車の交通安全対策に加えて、バック時の安全指導も今後の重点事項としていく必要があるものとする。

3. 車両事故報告書

車両事故が発生した際には車両事故報告書を作成することとなっている。令和元年度分の車両事故報告書の内容を査閲するとともに、清掃車両事故一覧との照合を実施した。

(指摘 No. 35)

上記の手続を実施した結果、次の事項が検出された。これらの検出事項は、車両事故等の定義を明確に規定していないことにより発生しているものと考えられるため、既存の規程内又は新規に規定を制定し、関係各所へ周知することが必要である。また、その運用に当たっては、清掃事業課等において車両事故報告書と清掃車両事故一覧との照合を行い、車両事故として取り扱っていない処理の妥当性を検証することも必要なものとする。

(1) 直営車両について

令和元年6月17日に発生したバイクとの接触事故について、清掃車両事故一覧によれば、物損・有責となっているが、車両事故報告書では人身物件となっていた。

車両事故報告書ではその発生状況において、相手方が自宅近くの病院での受

診を希望し、自宅近くまで送迎していることから、人身事故扱いとなる案件であると考える。

(2) 雇上車について

雇上車の車両事故について、清掃車両事故一覧に記載されている事故以外にも、車両事故報告書には次の内容が報告されており、7月17日発生分を除き、事故扱いしないという記載があった。

	所名	日付	場所	責任
1	蒲田	5/8	大田区下丸子 2-28-15	物損・責任不明
2	蒲田	6/12	大田区新蒲田 1-12-5 先路上	物損・責任不明
3	調布	7/10	大田区田園調布 1-6 先	物損・無責
4	調布	7/17	大田区南久が原 2-19 先路上	物損・無責
5	調布	7/29	大田区北千束 2-5 先	物損・無責
6	蒲田	8/3	大田区蒲田 5-44-12 蒲田清掃事務所前	物損・有責
7	調布	8/22	大田区北千束 2-7-7 先	物損・無責
8	蒲田	9/14	大田区京浜島 1-1	物損・無責
9	調布	10/23	大田区東雪谷 2-3-8	不明
10	蒲田	11/25	大田区大森南 1-15	物損・無責
11	蒲田	11/27	大田区矢口 3-28-8 東急トエルアス多摩川	物損・有責
12	蒲田	12/12	品川区八潮 3-2 路上先	物損・無責
13	大森	12/23	大田区東海 3-10 京浜大橋北交差点内	物損・無責
14	大森	3/4	大田区大森西 1-15 先路上	物損・無責
15	調布	3/13	江戸川区中央環状線内回り西葛西清新町 IC 付 近高速道路上	人身・無責
16	大森	3/23	大田区東矢口 1-3-28 付近	物損・無責

- 1) 上記 16 件については、発生状況を確認する限り、車両事故といえるものであり、これらを事故扱いにしない理由は特段見当たらないものと考えられる。そのため、これらについても車両事故一覧に記載するとともに、清掃事故の件数に加えるべきである。
- 2) 10月23日発生分については、事故速報という事故があった際にまず清掃事業課に報告される書面はあるものの、車両事故報告書はなかった。警察に届け出をしておき、車両事故報告書を作成しない理由はないと考えられることから、当該案件については車両事故報告書を作成すべき事案で

あったと考える。

(3) 車両事故 資源

資源の車両事故について、清掃車両事故一覧に記載されている以外にも車両事故報告書には次の内容が報告されていた。

	所名	日付	場所	責任
1	蒲田	6/1	大田区大森南 1-18-5	物損・責任不明
2	調布	6/29	大田区北千束 3-29 路上	物損・無責
3	調布	8/14	大田区東雪谷 1-23-15 路上	人身・責任不明
4	蒲田	8/19	大田区仲六郷 2-40-1	物損・責任不明
5	蒲田	9/2	大田区山王 4-21	物損・無責
6	蒲田	12/6	大田区東矢口 2-4	不明
7	大森	1/29	大田区池上 5-19-4	不明
8	調布	2/25	大田区千鳥 1-13	物損・無責

- 1) 上記 8 件については、発生状況を確認する限り、車両事故といえるものであり、これらを事故扱いにしない理由は特段見当たらないものとする。そのため、これらについても車両事故一覧に記載するとともに、清掃事故の件数に加えるべきである。
- 2) 12 月 6 日、1 月 29 日発生分について、相手方不明のため事故計上しないとの記載があったが、相手方不明であっても事故である以上は事故件数としてカウントするべきであるとする。
- 3) 8 月 19 日、12 月 6 日発生分について、事故速報はあるものの車両事故報告書はなかった。警察に届け出をしておき、車両事故報告書を作成しない理由はないと考えられることから、当該案件については車両事故報告書を作成すべき事案であったと考える。
- 4) 清掃車両事故一覧に記載されている 1 月 10 日発生分の事故について、車両事故報告書が綴れられていなかった。全ての車両事故報告書はファイルに綴り保存しておくことが必要であるとする。

(4) 車両事故 粗大

粗大の車両事故について、清掃車両事故一覧に記載されている以外にも、車両

事故報告書には次の内容が報告されていた。なお、下記以外にも2件、車両事故報告書があったが、内容は粗大ごみの運び出し時の事故であり、車両事故と呼べるものではなかったことから記載していない。

	所名	日付	場所	責任
1	大森	5/6	大田区大森本町 2-29-11 路上	人身・有責
2	大森	1/6	大田区大森東 3-9-18	物損・有責

上記2件については、発生状況を確認する限り、車両事故といえるものであり、これらを事故扱いにしない理由は特段見当たらないものとする。また、5月6日発生分の事故は人身事故であることからなおさら事故扱いしない理由はないとする。そのため、これらについても車両事故一覧に記載するとともに、清掃事故の件数に加えるべきである。

(5) 車両事故 環境公社

環境公社の車両事故について、清掃車両事故一覧に記載されている以外にも、車両事故報告書には次の内容が報告されていた。なお、上記以外にも1件、車両事故報告書があったが、内容は有価物の誤積みであり車両事故と呼べるものではなかったことから記載していない。

	所名	日付	場所	責任
1	公社	6/20	大田区中馬込 3-9-8 付近	不明
2	公社	7/1	大田区京浜島 3-5 中央通りシェルGS 交差点	不明
3	公社	7/18	大田区北千束 2-23 路上	物損・無責
4	公社	9/2	大田区中馬込 2-7-14	不明
5	公社	12/11	大田区南馬込 6-30 先路上	物損・無責
6	公社	1/16	大田区北千束 2-22 路上	物損・無責
7	公社	1/21	大田区北馬込 2-14-2	不明

- 1) 上記7件については、発生状況を確認する限り、車両事故といえるものであり、これらを事故扱いにしない理由は特段見当たらないものとする。そのため、これらについても車両事故一覧に記載するとともに、清掃事故の件数に加えるべきである。
- 2) 6月20日、7月1日、9月2日、1月21日発生分について、事故速報はあるものの車両事故報告書はなかった。警察に届け出をしており、車両事故

報告書を作成しない理由はないと考えられることから、当該案件については車両事故報告書を作成すべき事案であったと考える。

4. 火災事故

過去3年度の火災事故の発生件数は次の表の通りである。

年度	発生件数 (直営車)	発生原因別内訳 (件)				
		スプレー缶 等	ライター	たばこ	その他	不明・特定 できず
平成29年度	7(0)	5	1	0	1	0
平成30年度	2(0)	0	0	0	1	1
令和元年度	1(0)	0	1	0	0	0

平成29年度は7件もの発生があったが、令和元年度は1件にまで減少している。

火災が発生する原因は、中身が残っているライター等が収集時に破損し、そこから漏れたガスが収集車両の積載部内に充満し、電池を抜かずに排出されたストーブや湯沸かし器、ガスコンロ等の着火装置が積載部内で誤作動して引火する場合や、小型充電式電池が収集車両内部で圧縮されてショートし、発熱・発火する場合等がある。

(意見 No. 101)

スプレー缶等の発生件数は区民に対する注意喚起等により、ここ2年間0件となっているが、火災事故が発生していない訳ではない。

ホームページ等を確認すると「家庭から出る資源とごみ」のサイトにおいて「使い捨てライターの出し方について」及び「スプレー缶、カセットボンベの出し方について」等の項目を設けて火災の原因となる可能性があることについて注意喚起を行っているが、小形式充電式電池については「小形二次電池(充電式電池)・ボタン電池のリサイクル」という項目は設定されてはいるものの、火災の原因となることについては十分触れられてはいない。

小型充電式電池による火災の発生が他の自治体でも起こっていることから、こうした他自治体の火災発生要因についてもホームページ上等で紹介し、火災の発生を事前に防止するようにすることが必要であるものと考えられる。

第10節 普及・啓発事業

第1項 概要

1. 普及啓発事業の概要

「大田区一般廃棄物処理基本計画」において基本理念としている「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を達成するためには、区民や事業者の協力が不可欠である。

ごみ発生抑制、リサイクルの推進につなげ、環境マインドを持つ人材を育成するために、各種イベントでの啓発活動、冊子・リーフレット等配布、アプリ配信による広報活動、幼児から大人までの幅広い世代を対象とした環境学習、出前講座を行っている。

2. 予算及び執行額の状況

平成29年度から令和元年度の予算及び執行額の推移は次の通りである。

(単位：千円)

項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	予算現額	執行額	予算現額	執行額	予算現額	執行額
啓発事業	151	151	151	151	154	154
広報活動	6,800	6,564	4,033	5,243	4,346	4,385
環境学習	819	819	31	31	30	30

広報活動の支出の内容は、パンフレット等の印刷費用及びスマートフォンアプリの開発・保守費用（平成29年度3,850千円、平成30年度1,296千円、令和元年度1,308千円）である。

平成29年度の環境学習819千円は環境学習拡充に係る紙芝居制作費用、啓発事業の支出はイベントで使用するごみ収集車両のペーパークラフトの制作費用である。

第2項 監査手続及び結果

下記の監査手続を実施した結果は次の通りである。

- ・ 報告資料等の査閲
- ・ 担当者へのヒアリング

1. 啓発事業

令和元年度は次のイベントにおいて啓発事業を行っている。

イベント名等	開催日	会場	内容
大田区子ども ガーデンパーティ	平成 31 年 4 月 28 日 (日)	矢口会場	スケルトン車 ごみ積み込み体験
夏休みバス見学会	令和元年 8 月 6 日 (火)	(株)リーテム東京工場 大田清掃工場	回収品の 分別工程見学
多摩川清掃工場 環境フェア 2019	令和元年 10 月 6 日 (日)	多摩川清掃工場	小型家電回収、スケル トン車ごみ積み込み 体験など
OTA ふれあい フェスタ	令和元年 11 月 2 日 (土) ～11 月 3 日 (日)	平和の森公園 緑のエリア	小型家電回収、スケル トン車ごみ積み込み 体験など
エコフェスタ ワンダーランド	令和 2 年 2 月 16 日 (日)	東六郷小学校	小型家電回収

このうち、主なものについて下記に概要を記載する。

<夏休みバス見学会>

実施日 : 令和元年 8 月 6 日 (火) 8:30～12:30

見学先 : 株式会社リーテム東京工場 (金属リサイクル施設)・大田清掃工場

- 目的 : ① 省エネルギー型行動様式への転換の推進
② 次代を担うこどもたちに向けた環境学習の機会提供
③ 資源循環型社会の実現

対象 : 小学生とその保護者

参加人数 : 17 組 36 名 (応募総数 79 組 168 名より抽選)

アンケート集計結果 :

1. 本日の見学会をどこで知りましたか			
・ 区報	6 人	35.3%	
・ おおたの教育	3 人	17.6%	
・ ちらし	3 人	17.6%	

- ・ 区ホームページ 2人 11.8%
- ・ ご家族・ご友人からの紹介 2人 11.8%
- ・ その他 1人 5.9%

その他：フェイスブックから区HPへ

2. 見学会に参加した理由は何ですか（複数回答可）

- ・ 夏休みの自由研究にするため 9人 22.5%
- ・ 環境問題に関心があるため 8人 20.0%
- ・ 親子で参加できたから 10人 25.0%
- ・ バス見学会だったから 8人 20.0%
- ・ その他 5人 12.5%

その他：工場見学に興味があったから（親子とも）

：子供が工場見学に興味をもっているため

：孫に大田区内に施設があることを教えたかった。焼却炉等いろいろ勉強するため

：子供が行ってみたいと言ったので

：子供にリサイクルの意味で、ごみの行方などを知ってほしかった。

3. 本日の見学会の感想を聞かせてください

- ・ とてもよかった 17人 85.0%
- ・ よかった 2人 10.0%
- ・ ふつう 1人 5.0%
- ・ よくなかった 0人 0.0%

4. 今日の見学会で学習したことを自由研究に使おうと思いますか

- ・ はい 7人 41.2%
- ・ いいえ 1人 5.9%
- ・ わからない 9人 52.9%

5. 親子でイベントに参加しやすい土日はどの時期ですか

- ・ 1学期（4～7月） 5人 27.8%
- ・ 2学期（9～12月） 6人 33.3%
- ・ 3学期（1～3月） 1人 5.6%
- ・ その他 4人 22.2%
- ・ 未回答 2人 11.1%

その他：学校の行事と重ならない、運動会、学芸会など

：夏休み
 ：夏休み、春休み、冬休み
 ：このような機会でしたら、積極的に参加したいのでいつでも良いと思います

6. 親子でイベントに参加しやすい曜日はどちらですか

- ・ 土曜 10人 52.6%
- ・ 日曜 9人 47.4%

その他、自由記入欄には、普段なかなか見られない所を見学できて良かった、リサイクルの仕組みを学ぶことができた、大人も学べるが多かった等の感想が多く、見学者の評判は良いことが伺える。

<多摩川清掃工場 環境フェア 2019>

日 時 : 令和元年10月6日(日) 午前10時～午後2時30分

会 場 : 多摩川清掃工場

出展内容: ① 環境学習車(スケルトン車)によるごみ積み込み体験
 ② 「小型家電拠点回収」等パネル展示・チラシ配布
 ③ 地球にやさしいまちづくりポスター展示(令和元年度入賞作品展示)

人 数 : 環境フェアの入場者数 約1,200名

環境学習車(スケルトン車)によるごみ積み込み体験 300名

<「第19回エコフェスタワンダーランド in 六郷」環境清掃部ブース出展>

日 時 : 令和2年2月16日(日) 午前10時から午後3時30分まで

会 場 : 東六郷小学校

出展テーマ: 小さな地球環境博物館

目 的 : ① 次代を担う子どもたちの環境マインドの向上
 ② 水素エネルギー等の環境にやさしいエネルギーの普及啓発
 ③ 未来の地球を支える環境技術の情報提供

出展内容等:

出展内容	出展者
燃料電池の仕組みについての体験展示	東京ガス(株)
風力発電、太陽光発電、水力発電の体験展示	東京電力パワーグリッド(株)
PaperLabの仕組みについての展示	エプソン販売(株)
手回し発電機を使っての列車の走行、省エネクイズ	クール・ネット東京

水素を作る自転車の体験展示	環境清掃部環境計画課
ミニ映画会「ガラスの地球を救え！（環境省）」の上映	
デジタル地球儀の展示	環境清掃部環境計画課 （委託先：松映企画）
「18色の緑づくり支援事業」の紹介	環境清掃部環境対策課
清掃車ペーパークラフト作成体験、小型家電回収	環境清掃部清掃事業課
スマホ模型の展示	環境省
里山の木でペンダント作り	東京環境公社

参加者数：約 250 名（エコフェスタワンダーランド全体の参加者数 約 800 名）

夏休みバス見学会とエコフェスタワンダーランドは環境清掃部主催のイベント、多摩川清掃工場環境フェアは東京二十三区清掃一部事務組合主催のイベントである。エコフェスタワンダーランドは環境問題を中心としたイベントであるが、小型家電の回収等の活動を行っている。

（意見 No. 102）

上記のイベント等における啓発活動について、一定の効果が期待できるものであると考えられるが、毎年同様の活動を行っているように感じられる。参考までに過去 2 年間のイベント等を記載する。

<平成 29 年度>

イベント名等	開催日	会場	内容
大田区子ども ガーデンパーティ	平成 29 年 4 月 30 日（日）	馬込会場 梅田小学校	スケルトン車 ごみ積み込み体験
夏休みパス見学会	平成 29 年 8 月 2 日（水）	㈱リーテム東京工場 大田清掃工場	回収品の 分別工程見学
多摩川清掃工場 環境フェア 2017	平成 29 年 10 月 15 日（日）	多摩川清掃工場	小型家電回収、スケルトン車ごみ積み込み体験など
OTA ふれあい フェスタ	平成 29 年 11 月 4 日（土） ～11 月 5 日（日）	平和の森公園 緑のエリア	ごみと資源のクイズ、 小型家電回収、スケルトン車ごみ積み込み体験など
エコフェスタ ワンダーランド	平成 30 年 2 月 25 日（日）	おなづか小学校	小型家電回収

<平成 30 年度>

イベント名等	開催日	会場	内容
大田区子ども ガーデンパーティ	平成 30 年 4 月 29 日(日)	平和島会場	スケルトン車 ごみ積み込み体験
夏休みパス見学会	平成 30 年 8 月 8 日(水)	(株)リーテム東京工場 大田清掃工場	回収品の 分別工程見学
多摩川清掃工場 環境フェア 2018	平成 30 年 10 月 7 日(日)	多摩川清掃工場	小型家電回収、スケル トン車ごみ積み込み 体験など
OTA ふれあい フェスタ	平成 30 年 11 月 3 日(土) ～11 月 4 日(日)	平和の森公園 緑のエリア	ごみと資源のクイズ、 小型家電回収、スケル トン車ごみ積み込み 体験など
エコフェスタ ワンダーランド	平成 31 年 2 月 3 日(日)	大森第五小学校	小型家電回収

ごみ発生抑制・リサイクルの促進を進め循環型社会の実現を目指すに当たり今後ますます啓発活動を充実させていく必要がある。OTA ふれあいフェスタの「ごみと資源のクイズ」では、収集現場での意見等も踏まえ、重点的に普及啓発したい内容に変更する等、毎年クイズ内容やイベントの詳細について見直しを行っているとのことであり、今後もこのような対応を進めることが必要なものとする。

ただし、集客という観点を考慮すると区民が興味を持って参加したくなる企画が必要となるため、上表の内容に挙げた項目についても例年と同様との印象を与えないような企画を立ち上げることが必要なものとする。

現在、啓発活動を行っている上記のイベントは、主に子ども向けのイベントが中心と考えられる。未来を担う子どもたちへの啓発活動が重要との視点は理解できるが、一方で「大田区一般廃棄物処理基本計画」の中でも謳われている通り、区の現状として単身世帯や外国人人口が増加しているという状況があり、様々なライフスタイルの区民への啓発活動が必要である。

子ども向けのイベントと同様に単身世帯や外国人向けにイベントを実施するというようなことは難しいかもしれないが、例えば、スポーツイベントや音楽イベント等でのポスター掲示、リーフレット配布をする等、新たな視点による啓発活動ができないかを検討することが必要なものとする。

(意見 No. 103)

世田谷区における「エコプラザ用賀」「リサイクル千歳台」、江東区における「えこっくる江東」、板橋区における「板橋区立リサイクルプラザ」等、他の自治体では、常設の施設により清掃・リサイクル普及啓発を行っているところが見受けられる。

例として世田谷区の「エコプラザ用賀」の概要を記載する。

エコプラザ用賀

[開設] 平成 18 年 5 月

[事業内容]

- ・ 粗大ごみとして排出された家具等で十分使用できるものの展示と希望者への提供（抽選による。平成 21 年 10 月から有償化）
- ・ 家具、おもちゃ等の修理講座・講習会の開催
- ・ リサイクルや環境関連図書等の閲覧
- ・ 不用品情報の紹介
- ・ 再生品等の紹介・展示
- ・ 区の推進する清掃・リサイクル事業のPR
- ・ 未使用食品等の常時回収（フードドライブ常時受付）（平成 29 年 4 月 1 日より開始）
- ・ ふくのわプロジェクトによる古着・古布の常設回収（平成 30 年 7 月 15 日より開始）

※ふくのわプロジェクト:回収した古布の売り払い金をパラスポーツ関連団体へ寄付する活動。区の会計は介さない。

令和元年度の来場者数は 36,675 人となっており、粗大ごみのリユース等にも役立っているようである。

大田区においては常設の施設は無いとのことであるが、同様の施設があれば、各種講座・講習会の開催、リサイクル活動の促進等に役立つことが考えられる。

当然、常設施設を設置・運営するとなるとコストが発生することになるため、コストを上回る効果が得られるか検討することが必要であるが、今後の啓発活動の充実のため、清掃・リサイクル施設の開設も検討に値するのではないかと考える。

なお、平成 16 年度末まで大田区にも「大森リサイクルセンター」という施設が存在しており、粗大ごみを補修し無償譲渡する事業を実施していたが、区の方針として閉鎖した経緯があるとのことである。それから既に 10 年以上が経過しているため、他の自治体での事業の内容や効果も検証した上で、粗大ごみのリユ

ースに限定せず、循環型社会の実現に沿った事業を改めて検討することが必要なものとする。

2. 広報活動（冊子・リーフレット等配布・アプリ配信）

平成 29 年度から令和元年度の冊子・リーフレット等の配布部数及びスマートフォンアプリのダウンロード件数は次の通りである。

名称		配布部数・ダウンロード件数			配布場所
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
1	「資源とごみの分け方・出し方」 (転入者向け)	95,000 部	70,000 部	70,000 部	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
	「資源とごみの分け方・出し方」 外国語版（英語・中国語・ハン グ ル語・タガログ語・ネパール語・ ベトナム語）	15,000 部	ベトナム語のみ 500 部作成 (その他言語は 29 年度作成成分で対 応)	随時庁内印刷	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
2	「年末年始の資源とごみ収集の お知らせ」	28,000 部	29,000 部	29,000 部	町内回覧
3	小学校環境学習副読本 「みんなでごみを減らそうよ」	6,000 部	6,200 部	6,500 部	区内小学校 清掃事務所等
4	「大田区清掃とリサイクル」	1,500 部	1,300 部	1,300 部	清掃事務所等
5	「事業者の皆さんへ」	1,000 部	1,000 部	1,000 部	清掃事務所等
6	「清掃だより」	年 10 回発行	年 10 回発行	年 10 回発行	地域力推進各地区委 員会等
7	「大田区ごみ分別アプリ～資源 とごみを分別～」	5,736 件	6,733 件 (累計 12,469 件)	8,095 件 (累計 20,564 件)	スマートフォンアプ リにて配信中 (※)

※ 平成 29 年 11 月導入

各配布物の内容等について以下に概要を記載する。

(1) 資源とごみの分け方・出し方（転入者向け）

14 ページ程の冊子であり、区における分別のし方、地域ごとの収集日等が記載されている。毎年 4～5 万人の転入者数に対し 7 万部発行されており、転入者及び転入者ではなくても希望者に渡すため、特別出張所等で配布している。

(2) 年末年始の資源とごみ収集のお知らせ

地域ごとの年末年始のごみ収集日（年内終了日及び年始開始日）を一覧にしたものであり、希望枚数を各町会に配布している。

(3) 小学校環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」

イラストを用いてごみ・資源の分け方・出し方や、その後のごみの処分・リサイクルの流れ等を分かりやすくまとめた冊子であり、小学校 4 年生全員に配布する他、希望者への窓口での配布や児童館における環境学習の際に使用している。

(4) 大田区清掃とリサイクル

上記(3)「みんなでごみを減らそうよ」と同様の内容のもので、大人向けのものである。より実用的な、粗大ごみ受付センターの連絡先やごみ収集量のデータ等も含まれる冊子であり、環境フェア等のイベントでの配布や町会向け出前講座での配布を行っている。

(5) 事業者の皆さんへ

事業者向けに、事業者の責任等についてまとめた冊子であり、区の条例で定められている事業者の責務、廃棄物管理責任者の説明、廃棄物等保管場所の説明等が記載されている。事業用大規模建築物への立入調査の際に管理者への配布や廃棄物管理責任者講習会の際に出席者への配布を行っている。

なお、立入調査や廃棄物管理責任者講習会の対象とならない小規模事業者への広報活動としては、ふれあい指導の際などに「大田区の実業家の皆様へ」というリーフレットを配布している。

(6) 清掃だより

清掃事業に係るタイムリーなテーマについてのお知らせを A4 裏表 1 枚に記載したもので、地域力推進委員会を通じて区民に配布される。

(7) 大田区ごみ分別アプリ～資源とごみを分別へ

カレンダーで地域ごとのごみ・資源の収集日が分かる、ごみの分別や出し方が分かる、アラート機能で収集日の前日、当日に通知が来るといった機能を持つアプリであり、イベント時にチラシを配る、広報物に紹介を載せるといった方法で利用を促進している。平成 29 年度に導入してから令和元年度末時点で累計 2 万件程のダウンロードがあり、令和 2 年度も順調に伸びているとのことである。

(指摘 No. 36)

「令和 2 年度環境清掃部事業概要」に記載された広報活動の実績のうち、令和元年度の小学校環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」の発行部数について 6,200 部と記載されているが、広報活動に関する決算関連資料等を査閲したところ、正しくは 6,500 部であった。事業概要に正確な記載ができるような公表前のチェック体制を改善する必要があるものとする。

(意見 No. 104)

平成 29 年度に導入したスマートフォンアプリは、居住地に応じた資源とごみ収集日のカレンダーやごみの分別、出し方が分かるようになっており、適切なごみ・資源の排出を行う上で有益なものになっている。順調にダウンロード数は伸びているとのことであるが、引き続き積極的にアプリの利用促進に努めることを期待したい。

一方で、アプリも全世帯に浸透している訳ではなく、紙媒体等による広報活動も引き続き必要である。区においては、高齢者人口、高齢者の割合が増加しているという現状もあり、手軽に利用できる紙媒体によるごみの分別・出し方等の広報も依然として重要であるとする。

その点、現状、「資源とごみの分け方・出し方」は転入者向け、「大田区清掃とリサイクル」等はイベントや出前講座での配布を行っている冊子であり、資源とごみの分け方、出し方について全世帯向けに広報するものは存在していない。以前は資源とごみの分け方について、リーフレットの形で全世帯に配布していたが、現在では予算の都合もあり、そのような全世帯向けの広報物は配布していないとのことである。

確かに、アプリが普及すれば紙媒体による広報物は不要との考え方もあり、徒にコストを掛けるべきではないともいえる。しかしながら、現在、ごみ・資源の排出が適正に行われないことにより、ふれあい指導による指導業務が少なからず必要とされていることや、分別が適切に行われないことに起因して清掃工場のトラブルにつながっていること等により、追加のコストが発生しているという現状を考えれば、普及啓発活動の成果が出れば、トータルでのコストの削減につながることも見込まれる。

現在も、転入時に限定せず希望者には「資源とごみの分け方・出し方」その他の広報物の配布を行っているが、リーフレットのような手軽なものを使用してより幅広い層を対象とした広報活動を行うことにより、一層の普及啓発効果が得られないか、検討することが必要なものとする。

3. 資源循環学習教室、児童館・保育園における環境学習、出前講座

従来、小学校4年生を対象として総合的な学習の場で資源循環学習教室を実施していたが、より早い段階からごみ減量・リサイクルについての啓発を行うため、平成28年度から幼児及び低学年児童を対象として、児童館・保育園における環境学習を実施している。内容は、ごみの分け方・出し方の学習、ごみ減量についての学習等であり、児童館・保育園においては紙芝居を用いたごみ減量に関する啓発も行っている。また、平成25年度より自治会・町会等での出前講座も行っており、ごみ減量のための具体的な方法等の情報提供を行っている。

平成29年度から令和元年度の環境学習、出前講座の実施状況は次の通りである。

(1) 小学校における資源循環学習教室

年度	大森清掃事務所		調布清掃事務所		蒲田清掃事務所		合計	
	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数
平成29年度	9校	836人	9校	897人	12校	768人	30校	2,501人
平成30年度	10校	906人	9校	918人	10校	670人	29校	2,494人
令和元年度	10校	967人	8校	812人	10校	586人	28校	2,365人

(2) 児童館・保育園における環境学習

年度	大森清掃事務所		調布清掃事務所		蒲田清掃事務所		合計	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
平成29年度	1園1館	95人	1園1館	80人	2園2館	87人	4園4館	262人
平成30年度	3園0館	73人	4園0館	142人	3園0館	154人	10園0館	369人
令和元年度	8園1館	306人	4園0館	135人	4園0館	112人	16園1館	553人

(3) 自治会や町会等における出前講座

年度	大森清掃事務所		調布清掃事務所		蒲田清掃事務所		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成29年度	9回	210人	9回	225人	9回	320人	27回	755人
平成30年度	9回	168人	5回	153人	6回	224人	20回	545人
令和元年度	2回	45人	7回	230人	1回	48人	10回	323人

(指摘 No. 37)

「令和2年度環境清掃部事業概要」に記載された環境学習等の実績について、集計資料との照合を行ったところ、小学校における資源循環学習教室の平成30

年度の実績について、下記の誤記載が検出された。事業概要に正確な記載ができるような公表前のチェック体制を改善する必要があるものとする。

(誤)

調布清掃事務所	10校	918人
蒲田清掃事務所	9校	670人

(正)

調布清掃事務所	9校	918人
蒲田清掃事務所	10校	670人

(意見 No. 105)

小学校における資源循環学習教室は、小学校学習指導要領に定める「総合的な学習の時間」のカリキュラムの一つとして行われており、カリキュラムの選択権は小学校側にある。大田区の小学校は館山さぎなみ学校を含めて60校あるが、その約半数がこの環境学習を選択している状況である。普及・啓発活動の観点からは、選択してくれる小学校数をより一層増やすことが必要であり、その増加に伴って希望者全員が受講できる環境を同時に整備することが必要である。このため、区の教育委員会等への働き掛けや人員体制の整備を検討することが望まれる。

(意見 No. 106)

小学校、児童館・保育園、自治会等において環境学習、出前講座を実施しているが、実施した内容がどのように受け入れられているか、アンケートの回収等による評価は実施されていない。アンケートの回収等により、事業の評価及び今後の改善に努めることが必要なものとする。

(意見 No. 107)

平成28年度より実施している児童館・保育園における環境学習は、拡大に取り組み年々実施回数が増加している。一方で、自治会や町会等における出前授業について過去3年の実施回数は減少しており、令和元年度では、目標は年間21回であったが10回の実施に留まったとのことである。自治会等からの希望に応じて実施することになっており、希望がなければ実施されないとのことであるが、幅広い層への普及啓発活動がごみの適切な分別・減量のために重要であると考えられるため、積極的な働き掛けを行う等、自治会等を対象とした出前授業についても一定数実施するよう検討する必要があるものとする。

第 11 節 大田区清掃・リサイクル協議会

第 1 項 概要

1. 設置目的

大田区清掃・リサイクル協議会（以下、この節において「協議会」という）は、下記の「大田区清掃・リサイクル協議会設置要綱」（以下、この節において「要綱」）第 1 条に掲げられた目的のため、平成 13 年 1 月に設置された。

（設置）

第 1 条 循環型都市大田区を目指し、区内におけるごみの減量化と資源の有効活用を図るため、大田区の清掃及びリサイクル事業について、関係者が協議するために大田区清掃・リサイクル協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

同要綱第 2 条によれば、次の事項を協議することとされている。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 清掃及びリサイクル事業の施策
- (2) その他関係する事業に関して必要な事項

2. 委員構成

委員の構成は下記別表の通り定められており、委員の互選により会長及び副会長を置くこととなっている（要綱第 3 条）。委員の任期は 2 年で、再任は可能である（要綱第 4 条）。7 月から翌々年の 6 月までを 1 期として委員の交代が行われており、現在の委員会は令和元年 7 月より第 10 期に入っている。

<要綱第 3 条別表>

選出区分	人数
公募委員	4 名以内
リサイクル活動団体	7 名以内
リサイクル業界	3 名以内
清掃環境廃棄物業界	3 名以内
商業・工業等連合会	2 名以内

資源店頭回収店等	3名以内
区議会常任委員会 環境清掃部所管委員長	1名
PTA 代表	1名
合計	24名以内

また、協議会の庶務は、環境清掃部清掃事業課において処理されている（要綱第6条）。

3. 予算及び執行額

平成29年度から令和元年度における予算及び執行額は次の通りである。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算現額	123	123	105
執行額	26	22	9

協議会の委員は無報酬であり、執行額はお茶代及び郵送代である。清掃工場の視察を実施する際に区所有のバスが利用できない場合に備えて、借り上げバスの予算を計上しているが、過去3年度においては区所有のバスが利用できたため、不要となっている。

第2項 監査手続及び結果

下記の監査手続を実施した結果は次の通りである。

- ・ 直近の議事録及び報告資料等の査閲
- ・ 担当者へのヒアリング

1. 委員構成

現在の委員及び事務局の構成を令和2年8月現在の第十期大田区清掃・リサイクル協議会委員名簿を入手して確認したところ、次のような状況であった。

＜第十期大田区清掃・リサイクル協議会委員名簿（令和2年8月現在）＞

No.	氏名	所属団体	選出区分
1	長澤 喜代徳	区民	公募委員
2	加藤 芳夫		
3	鈴木 晶夫		
4	樋口 幸雄	大田区自治会連合会（池上地区、大森地域）	リサイクル活動団体
5	大芦 重雄	大田区自治会連合会（鶴の木地区、調布地域）	
6	小山 君子	大田区自治会連合会（蒲田東地区、蒲田地域）	
7	茂野 俊哉	大田区消費者団体連絡協議会	
8	小笠原 春美	大田区生活協同組合連絡会	
9	笠井 聡志	大田区リサイクル事業協同組合	リサイクル業界
10	中島 秀明	東京都資源回収事業協同組合	
11	藤井 章	（一社）東京環境保全協会	清掃環境廃棄物業界
12	菅原 康人	大田区廃棄物処理協同組合	
13	岩下 充博	大田区商店街連合会	商業・工業等連合会
14	秋山 隆彦	（一社）大田工業連合会	
15	相川 英昭	資源回収協力店	資源店頭回収店等
16	海老澤 圭介	区議会 まちづくり環境委員会	区議会常任委員会 まちづくり環境委員長
17	出村 嘉章	大田区立小学校PTA連絡協議会	PTA代表

＜事務局＞

環境清掃部長	落合 邦男	清掃事業課 事業調整担当係長	綱島 陽子
環境計画課長	岡本 輝之	〃 勤労調整担当係長	河野 雄二
清掃事業課長	池田 真司	〃 許可指導係長	横山 幸雄
大森清掃事務所長	濱田 義昭	〃 清掃リサイクル担当係長	柏谷 徹
調布清掃事務所長	鈴木 清貴	〃 清掃リサイクル担当係長	友田 俊介
蒲田清掃事務所長・ 多摩川清掃事業所長	中野 明樹	〃 清掃リサイクル担当係長	橋爪 美保子
		〃 清掃リサイクル担当	潮田 弘志

令和元年7月19日に実施された第1回の協議会において、樋口委員が会長、小山委員が副会長に選出されている。

（意見 No. 108）

委員の構成について、概要に記載の通り、本来合計24名の委員で協議会を構

成することになっているが、現在の委員数は17名となっている。過去5期の委員数の推移は委員名簿によると次の通りである。

選出区分	定員	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
公募委員	4名以内	4	4	4	2	3※
リサイクル活動団体	7名以内	6	6	6	6	5
リサイクル業界	3名以内	2	2	2	2	2
清掃環境廃棄物業界	3名以内	2	2	2	3	2
商業・工業等連合会	2名以内	2	2	2	2	2
資源店頭回収店等	3名以内	3	3	3	3	1
区議会常任委員会 環境清掃部所管委員長	1名	1	1	1	1	1
PTA代表	1名	1	1	1	0	1
合計	24名以内	21	21	21	19	17

※ 公募委員は当初4名であったが、退任により現在1名減少している

過去には定員数の変更を行い24名→21名→24名以内と変遷しているとのことであるが、過去5期は現在の定員であり、実際の委員数は想定を下回る状況が続いている。委員数が減少している理由は、関係団体ごとに1名ずつの定員を設けていたが、同じ代表者が複数の団体を兼任する可能性があることや団体の合併があったこと等によるものとのことである。

区では、このような状況の変化により、現在定員数について実情を踏まえて改定作業中とのことである。現状において、必ずしも要綱に沿った委員構成が妥当という訳ではない状況になっているのであれば、要綱の定員数の削減も含めて、その改定作業の中で実情に応じた改定が検討されることが望まれる。

2. 協議内容

過去5期の主な協議項目は次の通りである。

期	任期	協議項目
第10期	令和元年7月 ～令和3年6月	循環型社会を目指して 1. ごみと資源の流れと分担 2. 有用金属の資源化の取り組み 3. 徹底した分別によるリサイクルの推進

		4. 普及・啓発事業
第9期	平成29年7月 ～令和元年6月	1. 小型家電のリサイクル事業の充実 2. 不燃ごみの適正処理及び資源化事業の拡大実施 3. フードドライブ事業 4. ごみ減量及びリサイクルの普及啓発
第8期	平成27年7月 ～平成29年6月	1. 大田区一般廃棄物処理基本計画 (計画期間 平成28年度～平成37年度) 2. 資源回収品目の拡大(平成27年10月) 3. 小型家電リサイクル事業の充実 4. 不燃ごみ再資源化モデル事業の実施 (平成28年4月)
第7期	平成25年7月 ～平成27年6月	1. 小型家電リサイクル事業の実施(平成25年10月) 2. 資源モデル回収事業の実施
第6期	平成23年7月 ～平成25年6月	1. 資源モデル回収事業の実施(平成24年2月) 2. 資源持ち去り防止対策

このうち、第9期(平成29年7月～令和元年6月)及び第10期(令和元年7月～令和3年6月)について、協議会が開催された各回の概要を以下に記載する。

<第9期>

2年間の任期ごとに作成される区長宛での報告資料である「第九期大田区清掃・リサイクル協議会報告」に記載された第9期(平成29年7月～令和元年6月)の各回の内容を下記に記載する。協議会の会議は、必要の都度会長が開催することとなっており(要綱第5条)、委員の任期2年の間に、これまでの慣例では各期10回の協議会が開催されていた。

第1回 平成29年7月6日(木)

区長挨拶

委嘱状交付

各委員自己紹介

役員選出

事務局の紹介

- 議 題 ① 清掃・リサイクル事業の概要説明
② 小型家電リサイクル事業回収実績について
③ 不燃ごみ適正処理再資源化モデル事業実績について
④ 有料ごみ処理券の還付請求における時効について
⑤ 清掃だよりについて

意見等 転入者や外国人が増えてきたことで資源とごみの出し方を理解していない方が多くいるため、周知徹底をお願いしたいとの要望がありました。

第2回 平成29年8月30日（水）

- 議 題 ① 地球にやさしいまちづくりポスターの募集について
② 小型家電リサイクル事業回収実績について
③ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業実績について
④ 清掃だよりについて

意見等 ごみ減量・リサイクルポスターの募集等について説明を受け、ポスターを通して子どもたちから大人へ環境美化意識の向上を促す大切な取り組みであるので、募集のPRを徹底し、成果を報告して欲しいとの要望がありました。

食品ロスの削減に関して、家庭で余っている食品を必要としているところへ届けたり、保存方法の工夫について啓発したりするために、行政がイベント等の場を活用した取り組みを行って欲しいとの意見がありました。

第3回 平成29年10月26日（木）

視 察 株式会社リーテム

視察状況 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参画している主要会社のうちの1社株式会社リーテムの工場を見学しました。小型家電から金属資源をリサイクルしていく過程を見学し、本プロジェクトを通して自治体、事業者、消費者が未来に向けてリサイクルの意識を高めていくことの大切さを学ぶことができました。

第4回 平成29年12月14日（木）

- 議 題 ① 年末年始の資源とごみの収集について
② ごみ減量啓発事業報告について

- ③ 小型家電リサイクル事業回収実績について
- ④ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業実績について
- ⑤ 清掃だよりについて

意見等 フードドライブの実施結果を受け、個人では食品を集めて届けるということは、なかなか難しいので行政で実施してくれることはとてもありがたいとの意見がありました。

また、清掃だよりの説明を受けて、区は集団回収の取組みについて現状の回収推移やメリットについて区報に掲載するなどしてさらなる周知を行って欲しいとの意見がありました。

第5回 平成30年1月30日（火）

- 議題
- ① 年末年始のごみと資源の収集実績について
 - ② 小型家電リサイクル事業回収実績について
 - ③ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業実績について
 - ④ 清掃だよりについて
 - ⑤ 大田区の環境について

意見等 3月、4月は引っ越しをする世帯が多く、大田区のごみの出し方が分からない方が増えるため、清掃だよりを区設置掲示板への掲載や、不動産会社へ入退室の際に周知をしていただく等の連携を行うてはどうかといった意見がありました。

第6回 平成30年6月27日（水）

委員の交代について

事務局の紹介

- 議題
- ① フードドライブの実施について
 - ② 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業計画（素案）について
 - ③ 平成29年度資源持ち去り防止対策実績について
 - ④ 小型家電リサイクル事業回収実績について
 - ⑤ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業実績について
 - ⑥ 清掃だよりについて

意見等 資源持ち去り防止対策について、区で設置している防犯カメラを他の所属と連携して使用したらどうかといった意見がありました。

また、広報紙清掃だよりについて町会への配布以外にも区設掲示板やSNS等の媒体を利用した配信について検討してほしいとの意見がありました。

第7回 平成30年8月30日(木)

- 議 題 ① 清掃・リサイクル事業の概要について
② 地球にやさしいまちづくりポスターの募集について
③ フードドライブ実施結果及び次回実施予定について
④ 小型家電リサイクル事業回収実績について
⑤ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業実績について
④ 清掃だよりについて

意見等 ポスター募集にあたり、多くの応募を募るために対象者の児童・生徒に対するの周知や募集方法の見直しを要望する意見がありました。

また、フードドライブの実施結果を受けて今後は実施場所の拡大や提供者に対する感謝の気持ちを発信して欲しいとの意見が上がりました。

小型家電リサイクル事業回収実績については、各イベントでも回収できるよう広報を行うなどの提案がありました。

第8回 平成30年10月23日(火)

視 察 東京都立つばさ総合高等学校、大田清掃工場

視察状況 環境教育に力を入れる都立つばさ総合高等学校を見学。都立高校で初めてISO14001認証を取得するなど、日頃からごみの減量・リサイクル、環境美化に対して積極的な取り組みをしていました。

大田清掃工場では清掃事業の課題や最新の有害物質発生抑制・除去設備など工場の工夫を学ぶことができ、とても有意義な視察となりました。

第9回 平成30年12月13日(木)

- 議 題 ① 年末年始の資源とごみの収集について
② ごみ減量啓発事業報告について
③ フードドライブ実施結果及び今後の実施予定について
④ 小型家電リサイクル事業回収実績について
⑤ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業実績について
⑥ 清掃だよりについて

意見等 フードドライブの実施について、本庁舎8階の所管課受付窓口

加えて1階にも受付を設置した方が区民は持ち寄りやすくなるのではとの意見がありました。

また、12月11日号の区報一面についてQ&A方式になっていて非常に分かりやすくできているので、折角であれば区設掲示板へ掲示するなど区報を手にする機会のない区民へ周知できたらさらに良いとの意見がありました。

第10回 平成31年1月30日(水)

- 議 題
- ① 年末年始の資源とごみの収集実績について
 - ② フードドライブの実施結果について
 - ③ 小型家電リサイクル事業回収実績について
 - ④ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業実績について
 - ⑤ 清掃だよりについて
 - ⑥ 大田区の環境について

意見等 外国人の方の人口が増加している中で、外国語でのポスター等を掲示して分別や曜日収集についての説明を分かりやすくして欲しいとの意見がありました。

また、ごみ減量やリサイクル事業を景観まちづくりと連携していくことで、前向きでより区民と関わり合える活動が広がっていくのではないかと意見がありました。

第9期では、小型家電リサイクル事業、フードドライブ事業等のトピックについて継続的に議論するとともに、リサイクル業を営む株式会社リーテム、環境教育に力を入れる都立つばさ総合高等学校、大田清掃工場の現場視察を行っている。

<第10期>

第10期(令和元年7月～令和3年6月)においては、令和2年7月までに、全4回の協議会が開催されており、議事録を入手し査閲を行った。以下に概要を記載する。

(第1回)

日 時： 令和元年7月19日(金) 午前10時～正午
人数構成： 出席委員 16名 (欠席委員2名)
事務局出席者 12名 (欠席者なし)

内 容：

区長挨拶

委嘱状の伝達

各委員自己紹介

役員選出

事務局の紹介

議 題 ① 清掃・リサイクル事業の概要について

② 清掃・リサイクル事業の重点課題について

③ 普及・啓発について

(第2回)

日 時： 令和元年10月30日(月) 13:30～(施設見学)

人数構成：出席委員 12名(欠席委員2名)

事務局出席者 6名(欠席者7名)

内 容：

粗大ごみ破砕処理施設、不燃ごみ処理センター、中央防波堤埋立処分場

(第3回)

日 時： 令和2年1月27日(月) 午後2時～4時

人数構成：出席委員 15名(欠席委員3名)

事務局出席者 13名(欠席者なし)

内 容：

議 題 ① 年末年始のごみと資源の収集実績について

② ごみ減量啓発事業報告について

③ 食品ロス削減に向けた区の実践について

④ 「清掃だより」について

⑤ 「大田区の環境」について

(第4回)

日 時： 令和2年7月21日(火) 【書面会議】

内 容：

委員交代について

議 題 ① 清掃・リサイクル事業の概要について

② 清掃・リサイクルの重点課題について

③ 普及啓発について

④ 食品ロス削減に向けた区の実践について

第9期までは、年間で5回の協議会が開催され、うち1回は施設の見学となっており、任期の2年間で8回の会議と2回の施設見学が実施されていた。第10期より、年間3回、うち1回は施設見学との計画になっており、任期2年では、会議4回と施設見学2回の開催となる。

第10期より回数を減少させた理由について、これまで小型家電リサイクル実施のように、ごみ減量・資源回収の拡大に関するトピック項目に焦点を当てて協議を進めてきたが、現状では新たなリサイクル品目の拡充等のトピックが少なくなってきたこと、最近の協議会では報告が中心となってきたことから、過年度の協議会での協議内容を精査した結果、年間3回の開催としている。また、当協議会は任意団体との扱いであって各委員は交通費、日当等一切の支払もない中でボランティアとして時間を割いて参加してもらっていることから、委員の負担を軽減する目的もあるとのことである。

過去、協議会設立当初には、部会を設けて議論を行い、区長への提言書の提出も行っていたが、上述したリサイクル活動の進展等の理由により、協議会の在り方も変わってきているということが背景にある。

現状、協議会から区長への提言書の提出は行っておらず、協議会は、区の清掃事業に関して各団体へ報告を行うこと及び区の事業に対する区民、事業者の様々な角度からの意見を聴取し、事業に反映させることを目的として開催されている。

最近の成果としては、「清掃だより」その他啓発冊子の内容について、記載内容が分かりにくい等の協議会での意見を反映させたり、フードドライブ事業への反響を聞き取り、実施回数を増やしたりしたこと等が挙げられるとのことである。

(指摘 No. 38)

協議会での議論について、2年の任期ごとに作成される区長宛ての報告書の中で主な検討事項や各回の協議内容の簡単なまとめの記載はあるものの、委員からの意見・提案等及びその回答・対応等の一覧性をもって確認できる資料は作成されていない。協議会での議論がどのように既存事業や新規事業に反映されているか確認できるような、出席委員からの意見、質問、提案等について、ある程度網羅的に回答・対応状況等を一覧できる資料を作成し、可能であれば公開することも検討することが必要なものと考えられる。

(指摘 No. 39)

第9期(平成29年7月～令和元年6月)までは協議会を毎年5回開催し、2年の任期中に10回の協議会が開催されていたが、第10期(令和元年7月～令和3年6月)より、毎年3回、任期中に6回の開催とするよう変更されている。

協議会の在り方を検討する中で第10期より削減しているとのことであるが、施設見学を除くと年4回の開催から年2回の開催へと減少することとなり、開催の間隔も空くことから、協議会の設置目的に照らし従来と同等の役割を果たせるかどうかという疑念が生じる。これについて、区としては、第10期協議会の開催に当たっては、より効果的な運営を行うため、委員構成の精査、資料説明におけるパワーポイント導入等の対応を行った上で回数の変更を実施しており、従来と比べ実効性が損なわれることなく活動ができていると認識しているとのことである。

しかしながら、当該回数削減は事務局の判断によるものであり、協議会での議論を経たものではなく、議事録等具体的に回数削減の必要性や妥当性を明らかにする書類等がないという状況であるため、必ずしも回数削減の合理性が明確になってはいないと感じられる。本来であれば、協議会においてもその設置目的に照らして回数削減の必要性が議論され、その過程が議事録等で記録されていること等により、回数削減の合理性が明らかにされている必要があったものと考えられる。

(意見 No. 109)

議事録を査閲したところ、委員の発言について、過去に委員の意向を受けて委員名を特定しないことにした経緯があり、議事録では「委員」とのみ記載されていた。区民や業界団体等、各方面から委員を選出しているが、どの委員からの発言であるという情報も有用な情報であると考えられる。議事録は、協議会の活動や効果等の説明責任、協議会内部及び庁内関係部署での情報共有の観点からも重要な文書であり、その効果を高めるためにも発言者の特定は必要であると考えられるため、改善が望まれる。

なお、区としては、非公開にすることによって委員が制約を受けることなく自由に各自の意見を述べられるメリットがあるものの、今後は、協議会の活動や効果等の説明責任、協議会内部及び庁内関係部署での情報共有の観点も考慮し、発言した委員名の記載の是非について検討する方針とのことである。

(意見 No. 110)

第10期の議事録のうち、施設見学の第2回及び書面会議の第4回を除く、第1回と第3回の参加者を見ると、第1回は委員の参加者16名に対し事務局の参

加者 12 名、第 3 回は委員の参加者 15 名に対し事務局の参加者 13 名となっており、委員の人員数と比較して事務局の参加人数が多くなっている。

委員からの質問への回答を目的として、環境清掃部長から各課の担当係長までが出席しているとのことであるが、質問への回答の一部が後日となっても会の進行に支障を来すとは考えらず、また、部内での情報共有の観点からも議事録の回覧等により対応可能であるものと考えられるため、経済性や効率性を考慮して、事務局の出席メンバーを厳選する必要があるものとする。

なお、区としては、会議内での区からの説明責任の観点から現在の体制で臨んでいるものの、削減の余地があるか、実情を踏まえて検討しているとのことである。

第12節 食品ロス削減への取り組み

第1項 概要

1. 食品ロス削減への取り組み

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまった食品のことであり、農林水産省の令和2年4月14日公表の平成29年度推計値によると、日本全体で1年間におよそ612万トン（事業系328万トン、家庭系284万トン）発生しているとされている。大田区では、平成27年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみの39.5%が生ごみで、このうち2.9%分が未利用食品となっており、平成29年度の可燃ごみの量12.3万トンから推計すると、およそ3,567トン（12.3万トン×2.9%）の食品ロスが発生していると考えられる。

区では食品ロス削減への取り組みとして「大田区食べきり応援団」登録事業者の募集、食品ロスに係る出前授業の実施といった啓発活動や、未利用食品有効活用のための事業者マッチング、フードドライブによる廃棄食品の削減のための取り組みを行っている。

2. 予算及び執行額

平成30年度及び令和元年度の予算及び執行状況は次の通りである。

年度	予算（千円）	執行額（千円）	執行率
平成30年度	10,258	10,335	100.8%
令和元年度	1,336	1,320	98.8%

平成30年度の予算は「未利用食品有効活用のための事業者マッチング」事業のための需給調査に関する委託料であり、執行額は当該委託料とフードドライブののぼり旗や消耗品など77千円の合計額となる。令和元年度執行額は「大田区食べきり応援団」関連365千円、「食品ロスに係る出前授業」関連955千円その他である。

第2項 監査手続及び結果

下記の監査手続を実施した結果は次の通りである。

- ・ 委託業者との契約書等の査閲
- ・ 各事業の結果報告等関連資料の査閲
- ・ 担当者へのヒアリング

1. 「大田区食べきり応援団」登録事業者の募集

令和元年7月より「大田区食べきり応援団」の募集を開始している。区内で「小盛メニュー」や「量り売り」等の実施により食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録し、その取組を区として支援、PRすることにより、事業者及び消費者への食品ロス削減に対する意識啓発を促す一方策としての事業である。

具体的な支援手法は以下の通りである。

- ・ 登録事業者へ「はねぴょんステッカー」を配布し、PRしていく。
- ・ 希望する事業者へ啓発用ポスターや卓上POP、PR用バッジを配布することで、事業者による普及啓発を推進する。
- ・ 区は広報媒体（ホームページ、区報等）を通じた登録事業者のPRを行い、区民等の利用を促す等

上記の食品ロス削減用掲示物について、次の支出を行っている。

(単位：円)

品名	単価	個数	小計
(ア) ステッカー	450	200	90,000
(イ) ポスター	370	200	74,000
(ウ) 卓上POP	80	1,000	80,000
消費税			19,520
合計			263,520

事業開始より、1年程度経過した現状において、事業者の登録がどの程度なされているか確認したところ、令和2年10月現在で登録事業者は42事業者であった。

(意見 No. 111)

200社程度を当面の目標にステッカー等を作成しているが、令和元年7月に募集を開始して以降、令和2年10月現在で42社の登録に留まっており、募集より1年以上経過した段階で、作成したステッカー等の2割程度しか利用されていないことになる。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、募集活動が抑えられているとのことであり、その点では致し方ない面があることは理解できるが、一方で、事業者にとっての登録の誘因としては、現状、区のホームページ上での一覧表による登録事業者及び取組内容の公開のみとなっており、あまりメリットが感じられないものとなっているのではないかと思われる。

ステッカー等は長期間使用する前提のものであり、材質的にも内容的にも短期間で使用できなくなるようなものではないようであるが、社会環境の変化等により陳腐化してしまい、利用できなくなることも考えられなくはないため、作成したステッカー等の大半を余らせている状況は問題である。

登録事業者を増加させることは、区民・事業者双方の食品ロス削減への取り組みを促進させることにつながるものであり、区民への食べきり応援団の活動の一層の周知を図ること等により、事業者にとっても食べきり応援団への登録を魅力あるものとする必要があるものとする。

このため、食べきり応援団登録事業者の紹介チラシを作成し、イベント時に区民に配布することや、区のホームページの掲載についても、現状、食べきり応援団登録事業者の一覧は、ごみ・リサイクルのカテゴリーから閲覧するようになっており、区民の目に触れる機会は限定的になってしまうものと考えられるため、区のホームページのポータルサイトから直接登録事業者の一覧サイトに移動できるようなバナーを設置する等、食べきり応援団の知名度を高めることにより、消費者の立場からの食べきり応援団登録事業者の利用を促すとともに、登録事業者にとってのメリットを高めるような施策を講じていく必要があるものとする。

(意見 No. 112)

登録事業者数の目標について、他の自治体等を参考にまずは200社程度分のステッカー等を用意し、できるだけ登録事業者を増やしていく方針とのことであるが、目標数の設定はされていない。

登録事業者数と食品ロス削減量の関係を定量的に把握することは困難ではあるものの、最終的な目標は食品ロスの削減であるため、それを念頭に置き、対象業者の何割の登録を目指すか等、具体的な目標を設定することが必要なものとする。

2. 食品ロスに係る出前授業の実施

令和元年度より、区内の食品ロス削減に向けた機運の醸成を目的として、「食品ロスを知って・考え・行動する」をテーマに将来を担う子供を対象とした食品ロスに関する出前授業を行っている。令和元年度の実施実績は次の通りである。

日時	対象	備考
令和元年7月12日(金)	大森第六中学校1年生	座学形式(50分)
令和元年11月5日(火)	都南小学校5年生	座学形式(45分)
令和元年12月5日(木)	志茂田小学校5年生	座学形式(45分)
令和元年12月7日(土)	大森第六中学校	調理実習形式(3時間)

上記出前授業の実施については、業務委託を行っており、食品ロス削減のためのプランニングからクリエイティブまでを総合的に提案・実施することができる事業者であり、多くの自治体での実績もある一般社団法人フードサルベージと随意契約を行っている。

当該契約に関し、契約締結、委託料の支払に関連する資料を査閲した。令和元年度分の契約金額内訳は次の通りである。

(単位：円)

項目	数量・呼称	数量	単価	金額	摘要
事業全体企画費用	式	1	440,000	440,000	消費税10%
副読本作成費用	式	1	115,000	115,000	消費税10%
出前授業実施費用(座学形式) 6月～9月実施分	式	1	67,000	67,000	消費税8%
出前授業実施費用(座学形式) 10月以降実施分	式	2	67,000	134,000	消費税10%
出前授業実施費用(調理実習形式)	式	1	113,000	113,000	消費税10%
小計				869,000	
消費税				85,560	
合計				954,560	

また、支払状況は下記の通りである。

支払時期	税抜金額	税込金額	内容
令和 1 年 8 月	67,000 円	72,360 円	7 月座学実施分
令和 1 年 11 月	67,000 円	73,700 円	11 月座学実施分
令和 2 年 1 月	180,000 円	198,000 円	12 月座学・調理実習実施分
令和 2 年 4 月	555,000 円	610,500 円	事業全体企画及び副読本作成費用
合計	869,000 円	954,560 円	

令和 2 年度に関しては、当初、座学形式 10 回程度、調理実習形式 3 回程度の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて計画を縮小し、令和 2 年 10 月現在未実施であるが、令和 3 年 3 月までに座学のみ 6 回の実施を予定している。

将来的な計画としては、より幅広く実施できるよう、事業者による実施に限らず、区職員や教員による授業の実施も視野に入れている。

(指摘 No. 40)

「令和 2 年度環境清掃部事業概要」の中で出前授業の実績報告が記載されているが、大森第六中学校において、実際には令和元年 11 月 5 日（火）に実施された回について、誤って 10 月 28 日（月）と記載されていた。スケジュール変更があったため、実際の実施日と異なる当初の実施予定日付を記載してしまったとのことである。区の事業としての取り組みを評価する際に実施状況を適切に把握する必要があるため、事業概要に正確な記載ができるような公表前のチェック体制を改善する必要があるものと考ええる。

(意見 No. 113)

出前授業の実施について、区は委託業者と随意契約を行っている。その契約総額 869,000 円（税抜）のうち最も大きな金額が「事業全体企画」440,000 円となっているが、その内容が明確でないように思われる。

固定費的な内容で、授業の実施回数にかかわらず発生する費用とのことであるが、内容が明確でなく当該金額の妥当性の判断がつきにくいように感じられる。

もし「事業全体企画」に含まれる項目の中に、本来実施される授業ごとの単価に含めるべきものであれば、内訳上、現状のような項目ではなく、単価に織り込まなければならない。その判断のためにも契約金額全体の妥当性に限らず、内訳書や見積書の項目のより一層の精査が必要であったものと考ええる。

(意見 No. 114)

事業の評価に関し、授業には常に職員が帯同し、学校からは好評を得ているとのことであるが、報告書については詳細な内容が不足しているように見受けられる。

また、アンケートの入手も行っていないため、今後当該事業をどのように展開するか検討するためにも、事業の成果をしっかりと評価することができるだけの報告資料を作成又は入手し、今後の事業の改善に反映していくことが必要なものとする。なお、令和2年度からは、アンケートの入手は開始しているとのことである。

(意見 No. 115)

総合学習の時間に何を取り上げるかは各校ごとで決定するため、現在の実施校は希望のあった数校に限定されている。食品ロスを減らす啓発の意味では幅広く啓発活動を行うことが望まれるため、幅広く実施するための早急な検討が望まれる。今後、区の職員や学校の教員による授業の実施も検討しているとのことであるが、そのためにも同種の内容の授業が総合学習の時間に取り込まれるような学校に対する広報活動も展開することが必要なものとする。

3. 未利用食品有効活用のための事業者マッチング

平成30年度より、区内の事業者から排出される食品ロスについて、食品を必要としている区内の福祉団体等とマッチングし、有効活用を図ることで食品ロス削減へとつなげる事業を行っている。

同様の取り組みで、他の自治体等でもフードバンク等を利用して食品の提供を行う仕組みは存在しているが、区の取り組みとして、区内の事業者同士等をマッチングし、配送距離を短くすることによる排出ガス等の環境負荷の軽減や、お互いに顔が見える信頼関係の構築につながる地産地消型のシステムを目指している。平成30年度の試行及び令和元年度実績は次の通りである。

<平成30年度（試行）>

提供者	品目	重量 (kg)
東京流通センター	災害用備蓄食品（アルファ化米、パン）	663
黒光商事	一般食品（生鮮食品含む）	63
大田区防災危機管理課	災害用備蓄食品（シチュー）	30
N社	災害用備蓄食品（ウインナーと野菜のスープ煮他）	483
	(合計)	1,239

<令和元年度>

提供者	品目	重量 (kg)
東京流通センター	災害用備蓄食品 (水)	2,088
	災害用備蓄食品 (シチュー)	138
黒光商事	一般食品 (青果品、加工品等)	690
極東食材	一般食品 (青果品、加工品等)	100
(合計)		3,016

※ 受入先は子ども食堂その他の福祉関連団体である。

令和元年度からの実施に先立ち、平成30年度に(株)三菱総合研究所に委託して需給調査を行っており、その成果物である「平成30年度地産地消型未利用食品の有効活用に向けた需給調査委託報告書」を査閲した。

(意見 No. 116)

報告書の内容は、区内の未利用食品提供事業者となり得る事業者及び受入側として想定されている福祉団体等へのアンケート調査、ヒアリング調査に基づく需給調査の結果、マッチングシステムの検討、需給調査の過程で実施に至ったマッチング事例(上記表中「平成30年度(試行)」の内容)の紹介等である。

需給調査の内容から伺えることは、提供者の視点からは、廃棄せざるを得ない商品は当日消費期限を迎える生鮮食品であり寄付に向かない、消費期限が迫ったものは値下げして売り切る等食品ロスはあまり発生しない、消費期限が迫ったものを提供して品質に問題があった場合の責任問題が心配等の意見があり、受入側団体の視点からは、保管場所がない、運送コストを負担できない、期限が迫っているものは処理が間に合わない可能性が大きい等の意見があり、事業者間のマッチングの機会はそれ程多くないようである。

しかしながら、このような議論はある程度予想されるものであり、現在はスタートアップ期ということはあるものの、現時点の実績からするとその調査結果によって活発なマッチングには至らなかったとの結論になりかねず、10百万円を掛けて調査を行ったことの妥当性について疑問を感じてしまうため、調査の必要性及び調査結果の有用性について、支出額も考慮した上で説明する必要があるものと考えます。

なお、食品ロスを回避し、福祉団体等へ提供するという理念については、いずれの事業者においても賛同が得られており、品質管理の問題、運送コストの問題等が解決すべき課題として残る。調査の過程で提供先及び受入先の候補をリスト化する等の成果はあったとのことであるため、これらの課題を克服すること

を念頭に置いて、事業の目標である地産地消型食品マッチングがより有効に機能するようなシステム構築を検討することが必要なものとする。

4. フードドライブ

フードドライブは、家庭でまだ食べられるのに捨ててしまう未利用食品を区に持ち寄ってもらい、地域の福祉団体や施設等に寄付する活動である。

前述の未利用食品有効活用のための事業者マッチングでは、事業者間でのマッチングであるのに対し、こちらは区民から食品提供を受ける仕組みである。

平成 29 年度に大田区生活展においてブースを設置して開始し、その後、平成 30 年度、令和元年度に 3 回ずつ実施している。実施の概要は次の通りである。

日時	場所	参加者数(人)	商品数(点)	重量(kg)	1日平均(kg)
(平成 29 年度)					
平成 29 年 9 月 30 日 (土) ・ 10 月 1 日 (日)	消費者生活センター (生活展)	不明	136	36.76	18.38
(平成 30 年度)					
(第 1 回) 平成 30 年 6 月 20 日 (水) ～ 28 日 (木)	環境計画課 (区役所本 庁舎 8 階)	98	796	311.03	44.43
(第 2 回) 平成 30 年 9 月 29 日 (土)、30 日 (日) 10 月 1 日 (月) ～ 10 日 (水)	消費者生活センター (生活展) 環境計画課 (区役所本 庁舎 8 階)	44	422	118.21	13.13
(第 3 回) 平成 31 年 1 月 16 日 (水) ～ 24 日 (木)	環境計画課 (区役所本 庁舎 8 階)	84	829	372.63	53.23
(令和元年度)					
(第 1 回) 令和元年 6 月 17 日 (月) ～ 21 日 (金)	環境計画課 (区役所本 庁舎 8 階), 及び特別出 張所 (池上・嶺町・羽田・ 矢口)	126	1,090	370.31	74.06

(第2回) 令和元年9月9日(月)～13日(金)	環境計画課(区役所本庁舎8階)及び特別出張所(池上・嶺町・羽田・矢口)	145	1,503	397.32	79.46
(第3回) 令和2年1月20日(月)～24日(金)	環境計画課(区役所本庁舎8階)及び特別出張所(池上・嶺町・羽田・矢口)	145	1,320	391.93	78.39

寄付の対象となるものは、未開封、回収月の翌々月の1日以降に賞味期限が到来するもの等のもので、常温保存可能なものとなっている。

上記のうち、令和元年度の3回の実施により持ち寄られた食品の内訳は次の通りである。

(参加者数) 416人
(商品数) 3,913点
(重量) 1,159.56kg

区分	品目例	商品数	重量(kg)
缶詰		477	103.70
インスタント食品	カップ麺、インスタントコーヒー	395	53.17
レトルトパウチ食品	カレー、牛丼、おかゆ、雑炊	349	70.54
乾物	乾麺、のり、豆、海藻	481	181.79
調味料	食用油、味噌、醤油、砂糖、塩	461	202.82
菓子類	スナック菓子、ガム	583	83.96
穀類	米、小麦粉	160	226.00
飲料	水、お茶、コーヒー	397	143.83
嗜好品	茶葉、コーヒー豆	258	30.74
乳幼児食品	離乳食、粉ミルク	132	19.50
健康食品	栄養補助食品、特定保健用食品	66	11.80
防災備蓄品	アルファ米、水(備蓄用)	88	11.73
その他	上記に属さない物	66	19.98

平成30年度と令和元年度を比較すると、参加人数、一日平均重量ともに増加傾向にある。第12節で取り上げた大田区清掃・リサイクル協議会での議論の中でも、個人では食品を集めて届けることは難しいので行政で実施してくれるこ

とは有り難いといった意見が上がっており、フードドライブは家庭で消費されないままになっている食品を寄付に結び付けるための有効な手段であると思われる。

(意見 No. 117)

フードドライブは平成 29 年度に生活展においてブース出展、平成 30 年度区役所本庁舎で実施したのち、好評を得て令和元年度に特別出張所 4 所を追加して年 3 回実施しているが、令和 2 年度も同様の時期、受付場所で実施する計画となっている（一部新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止）。

リピーターとなっている区民がいること、各地域のバランスや収集する食品の保管場所を考慮して現在の 4 所としていること等から、前年度と同様の計画としたとのことであるが、現在の参加者以外にも、自宅の近くで受け付けていれば参加しようという区民は他にも存在するものと考えられる。

運送の手配等の負担もあり、やみくもに拡大することはできないとのことであるが、食品ロスを減らす啓発の観点からも幅広い区民が参加できることが望まれ、可能な限り受付時期を広げたり、他の出張所でも循環的に実施したりする等、さらなる拡充ができないか検討することが望まれる。

なお、他の特別区では、世田谷区、文京区、杉並区、渋谷区等、常設の窓口を設けている区も多く、清掃事務所や区民センター等も利用して、数多くの常設窓口を設けている例も見受けられる。身近に常設の窓口があれば、区民の参加する機会は非常に増えると思われ、可能であれば常設化も目指したいところである。

江東区の例では、令和 2 年 12 月より、株式会社良品計画との協定により無印良品の店舗に隣接して古着のリサイクルと合わせたフードドライブの常設窓口を設けている。大田区では、フードドライブの実施に当たり、社会福祉法人大田区社会福祉協議会と連携しており、当協議会には常設窓口も設置されているが、さらなる事業者との協力による常設窓口の拡充も検討に値するのではないかと考える。

5. 食品ロス削減実践講座【令和 2 年度新規】

食品ロス削減への取り組みを家庭の各場面で実践してもらえるよう「身近なことから始める食品ロス削減」をテーマに区民向け講習会を開催し、普及啓発を図る事業であり、令和 2 年度の実施計画として、年 4 回程度の実施を予定していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講習会は中止となっている。本年度は代わりに、You Tube 大田区公式チャンネルにおいて、動画「冷蔵庫整理と食品ロス削減」の配信を行っている。

予算に関しては、当初予定の実践講座は4回の実施で税込220,000円の予定であったところ、動画の作成費用は税込100,000円の支出となっている。

(意見 No. 118)

本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、これまでのところ講習会は実施されておらず、代わりにYouTubeによる動画配信を行っている。当該動画の視聴回数は令和2年10月に配信を始めて2週間程の時点で150回程度であり、特段目標回数を定めてはいないとのことである。その後、区報や区施設でのチラシ配布による周知に加え、区民が目にしやすい場所として区内小売店や地域金融機関の協力を得てポスター掲示やチラシ配布をする等の露出度を高めるための手立てを講じているとのことであるが、支出の伴う区の正式な事業であるから、引き続き、視聴数が増えるためのより一層の広報活動を検討する必要があるものとする。

6. その他（食品ロス削減推進計画）【令和2年度新規】

令和2年度当初の計画では、家庭や事業者からの食品ロス排出状況を調査し、食品ロス削減の取り組みに当たり、指針や目標となるように「一般廃棄物処理基本計画」に包含する形で「食品ロス削減推進計画」を策定する予定であった。しかしながら、当該計画は、集積所のごみ袋を開封して組成を調査するというものであるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となっている。今後の計画については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮しながら検討を進めるところである。

第13節 給食生ごみリサイクル事業

第1項 概要

1. 給食残渣に係る食品リサイクルの推進

令和2年度より開始した事業であり、従来一般廃棄物として処理されていた区立小・中学校から排出される給食の食べ残しや調理過程で生じた調理くず等の残渣を回収し、区内食品リサイクル事業者により飼料等にリサイクル活用して再生利用を促進する。これにより、ごみの減量とともに循環型社会の構築、小・中学校での食品ロス削減の普及啓発や環境マインドの向上へとつなげる。

2. 収集運搬及びリサイクル処理に関する契約

従来、給食残渣は区施設から排出される一般廃棄物として収集されていたが、当事業における収集については、区立小中学校からの給食残渣のみを対象として行われるため、別途、大田区廃棄物処理協同組合と収集運搬委託契約を締結している。また、給食生ごみの飼料化に当たり、リサイクル業者と処理業務委託契約を結んでいる。

3. 予算

給食生ごみリサイクル事業の令和2年度予算は次の通りである。

令和2年度予算	40,479千円
---------	----------

第2項 監査手続及び結果

下記の監査手続を実施した結果は次の通りである。

- ・ 収集運搬及び処理業務の契約内容の確認
- ・ 一般廃棄物処理を行った場合との比較における追加コストの検討
- ・ 担当者へのヒアリング

1. 契約内容の検討

給食残渣の収集運搬契約及びリサイクル処理業務契約の内容は以下の通りである。

<学校給食生ごみリサイクル収集運搬委託（単価契約）>

受託者	大田区廃棄物処理協同組合
委託期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
金額	単価契約 36.5 円/kg（税込）※
廃棄物の種類	食品廃棄物
排出場所	大田区立小・中学校 86 校
予定回収量	654,994kg
収集回数	原則月、水、金の週3回
収集運搬方法及び支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の事情がない限り、ごみ袋(45リットル、70リットル)または、ごみ排出用ポリ容器(容量(リットル)の明確にわかるもの)に廃棄物を入れて排出する。 ・ 廃棄物を収集運搬する際には、一般廃棄物収集運搬許可を受けた車両を使用する。 ・ 各学校は、廃棄物を集積所に搬出する際、作業確認書に廃棄物の袋数を記載、学校担当者と収集運搬業者の担当者が押印。作業確認書は各学校が保管し、収集運搬業者は月末の最終収集日に、作業確認書を回収する。 ・ 収集運搬業者は、廃棄物の収集終了後各月ごとに、搬入先施設が発行する生ごみ受入量を証する受入伝票を基に運搬実績表を作成し、原則として翌月20日までに区に請求する。区は、実績表の受領により、運搬の完了を確認した時は、収集・運搬料金を現金（銀行振込）にて支払う。
搬入先	株式会社アルフォ 城南島飼料化センター 東京都大田区城南島3-3-2

※ 当単価には収集運搬費用の他、内容物の点検等に係る諸経費等を含む。

給食残渣は従来、他のごみと合わせ一般廃棄物として収集運搬されていたが、当該リサイクル事業に当たっては、他のごみと分けて収集する必要がある。区立小中学校のみを対象として週3回の収集運搬となるため、18地域に分割し、それぞれ契約している一般廃棄物の収集運搬事業者との別契約とすると効率的な収集運搬ができなくなるため、スケールメリットを生かすべく、多数の一般廃棄

物収集運搬事業者が加盟している大田区廃棄物処理協同組合との契約を行っている。

なお、大田区廃棄物処理協同組合は、一般廃棄物収集運搬許可を受けている次の事業者により構成されている。

	事業者名	住所	許可番号	許可品目
1	株式会社ケイエスアイ	大田区東糀谷 5-2-16	581	普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
2	有限会社清水商会	大田区大森西 3-14-3	318	普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
3	株式会社西商店	大田区池上 6-28-5	484	普通ごみ、廃家電
4	有限会社徳山産業	大田区東糀谷 3-9-17	650	普通ごみ、廃家電
5	大森造園建設株式会社	大田区中央 8-7-17	1120	普通ごみ、道路・公園ごみ
6	香部興業株式会社	大田区東糀谷 6-6-10	324	普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
7	千代田商事有限会社	大田区大森西 6-15-23	397	普通ごみ、廃家電
8	株式会社永野紙興	大田区城南島 4-5-10	53	普通ごみ
9	マイルド産業株式会社	横浜市都筑区中川中央 1-28-11	546	普通ごみ、廃家電
10	不二興産株式会社城南支店	大田区池上 4-18-1-103	281	普通ごみ、道路・公園ごみ
11	株式会社ネクサス	大田区大森南 2-25-17	342	普通ごみ、道路・公園ごみ、汚でい
12	株式会社ホンマ	大田区東海 5-5-1	505	普通ごみ
13	株式会社石山造園	大田区北嶺町 31-2	1107	普通ごみ、道路・公園ごみ
14	株式会社伸榮産業	大田区東糀谷 5-8-14	1046	普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

単価については、通常の一般廃棄物の一部として収集する場合より割高であるが、参考情報として区外の他の事業者より同様の給食残渣のみの収集運搬に関する見積をとり、妥当であることを確認している。当該見積書を査閲したところ、大田区廃棄物処理協同組合との契約金額はこれを下回っていることを確認した。

<学校給食生ごみリサイクル処理業務委託（単価契約）>

受託者	株式会社アルフォ
目的	区の契約した収集運搬業者から搬入される生ごみを、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による飼料化の方法により資源化することを目的とする。
委託期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
金額	単価契約 23 円/kg（税抜）※
予定数量	654,994kg
委託内容	<p>区から回収され、搬入された生ごみを食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による飼料化の方法により資源化すること。また、搬入された生ごみの分別が不徹底の場合は、分別を行うこと。なお、処理時に発生した残さは受託者が責任を持って処理すること。また、リサイクル処理により製造された資源が確実に再利用されるよう、適切な処置を行うこと。</p> <p>(1) 搬入品目 生ごみ（給食残さ、野菜くず、調理くず等）</p> <p>(2) 排出事業所 86 か所（区内小中学校）</p> <p>(3) 搬入日 原則週3回（月・水・金）とするが、排出及び収集状況により週3回に加えて搬入することがある。 春休み・夏休み・冬休みの期間など、学校が指定する日は搬入しない。</p> <p>(4) 再資源化 区が指定する回収・運搬業者の受け入れ調整を行う。 搬入車両の計量を受付け、誘導及び荷卸し等を指示する。 受入量を記録し、関係書類を保管・管理する。</p> <p>(5) 受入量報告 受託者は、毎月、搬入日別の受入量を記載した書面を、翌月10日までに区に報告する。ただし3月分は月末までとする。</p> <p>(6) その他 ア 受託者は、リサイクルフロー図を提出する。 イ 受託者は、処理施設所在地の資源化に必要な「一般廃棄物処理業（処分業）の許可」を有していること。ま</p>

	た、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に定められた「再生利用事業登録」を行っていること。なお、その許可証等の写しを提出すること。
支払方法	実績に応じた請求書の提出により、月ごとに支払う。

※ 契約上は税抜で行われており、税込では 25.3 円となる。また、当単価には処理費用の他、分別等に係る諸経費等を含む。

飼料化による食品リサイクル処理を依頼できる事業者は、近隣には他になく、株式会社アルフォとの随意契約を行っている。

(意見 No. 119)

株式会社アルフォとの学校給食生ごみリサイクル処理契約に当たり、税抜 23 円の単価での契約を行っている。この単価の妥当性について質問したところ、他区でも同様の単価との感触を得たとのことであったが、随意契約を行う以上、単に他区と同様の感触というだけでは不十分と考える。近隣に同様の事業を依頼できる事業者はないとのことであり、他の事業者の単価と比較すること等は難しいかもしれないが、単価の根拠資料を入手する等、単価が妥当であることを説明できるようにする必要があるものと考えている。

2. 予算及び追加コストの検討

給食生ごみリサイクル事業の令和 2 年度予算は前述の通り 40,479 千円であり、その内訳は次の通りである。

<令和 2 年度予算及び内訳>

項目	単価 (税込)	予定回収量 (※)	金額 (税込)
回収費用	36.5 円	654,994kg	23,907,281 円
処理費用	25.3 円	654,994kg	16,571,348 円
		(合計)	40,478,629 円

※ 予定回収量は平成 30 年度の区の地区ごとの給食食べ残しの実測値を用いて、農水省「平成 26 年度 学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況調査結果」による、児童・生徒一人当たり年間「調理残さ」、「食べ残し」、「その他」の発生量の割合により割り返した数値である。

内容	児童・生徒当たりの発生量 (kg/人・年)	割合	大田区平成30年度実測値	推計値
調理残さ	5.6	0.325	—	212,873.20kg
食べ残し	7.1	0.413	270,512.71kg	270,512.71kg
その他	4.5	0.262	—	171,608.55kg
学校給食分の食品廃棄物量	17.2	1.000	—	654,994.46kg

一方、給食残渣は従来一般廃棄物として処理されており、仮に飼料化によるリサイクルを行わない場合には、一般廃棄物として焼却、埋立処理が行われることになる。収集・処理費用単価は地域ごとに異なるが、令和元年度後期の料金により、上記の推計値 654,994kg に対応する給食残渣の一般廃棄物処理時の費用を推計すると 24,363,721 円と見積もられる。

以上より、当リサイクル事業により発生する追加コストは次のように見積もることができる。

$$\begin{aligned}
 & (\text{給食残渣リサイクル事業予算}) - (\text{一般廃棄物処理時の処理費用}) = (\text{追加コスト}) \\
 & 40,478,629 - 24,363,721 = 16,114,908 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

(指摘 No. 41)

予定回収量 654,994kg を前提とした推計値により、当リサイクル事業に掛かる費用と一般廃棄物として処理する場合の費用を比較すると、飼料化によるリサイクルを行う場合 16 百万円程度費用が増加することが見込まれる。

食品に限らずリサイクルには費用が掛かるとの前提で、財政判断により当該予算は承認されているとのことであるが、従来通りの処理に比べいくらかまでの費用の増加であれば受け入れられるのかといった視点での評価はされていない。事業開始時に、追加コストを算定の上、それと新規事業の効果とを比較衡量して検討すべきであったものと考ええる。

当該リサイクル事業の意義は、廃棄物の削減、資源の有効利用といったものに加え、循環型社会の構築へ向け環境学習の一環としての児童、生徒への啓発の意義もあるとのことであり、必要・有益な事業であることは理解できる。しかしながら、従来通り一般廃棄物として処理する場合と比べコストが大きくなっていることを念頭に、当年度以降で改めてコストに見合った効果があるかどうか検証し、事業を継続することの有益性を説明できるようにすることが必要なものと考ええる。

第14節 災害廃棄物への対応

第1項 概要

区は災害時に発生する廃棄物の処理への対応のため、「大田区災害廃棄物処理計画」（以下、この節において「本計画」という）を令和2年3月に策定している。

1. 計画の内容

本計画の内容は以下の通りである（概要版の引用である）。

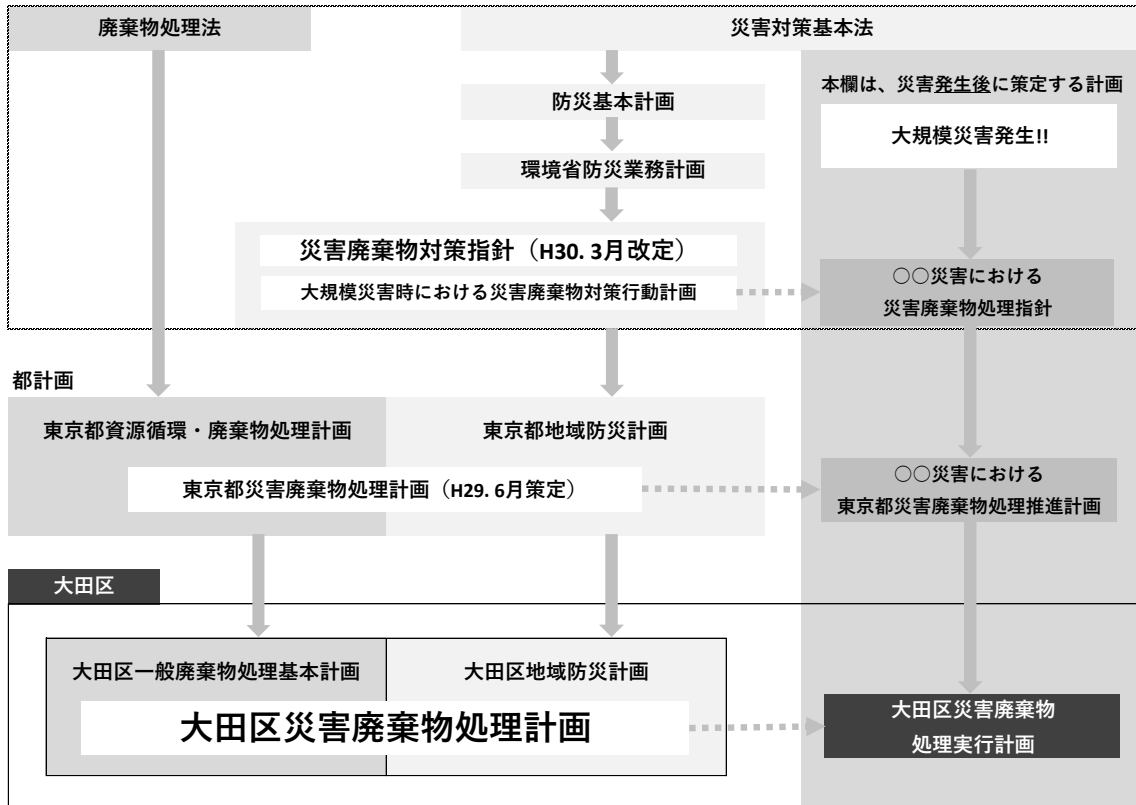
(1) 計画策定の背景・目的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している。

環境省においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正、災害廃棄物対策指針（以下、この節において「指針」という）の改定等、自治体における災害対応力強化のための取り組みを進めており、東京都においても「東京都災害廃棄物処理計画」を策定している。

同様に区においても「大田区地域防災計画」の修正を始め大田区災害復興マニュアルの策定等、全庁的に災害対策を推進しているところであり、早期の復旧・復興や区民の生活環境の保全・公衆衛生の確保のため、指針や東京都災害廃棄物処理計画に基づき本計画を策定している。計画の位置付けについては下図の通りである。

国の法令・指針



(2) 災害発生後の動き

災害発生時においては、本計画に基づき初動対応を実施し、その後、実際の災害規模・被害状況・災害廃棄物発生量の見込等を勘案し、災害廃棄物を処理するために必要となる具体的事項を定めた「大田区災害廃棄物処理実行計画」（以下、この節において「実行計画」という）を策定する。

(3) 計画で想定する災害と被害

本計画において対象とする災害と被害の想定規模は次の通りである。

1) 対象

自然災害全般を対象とし、主に地震災害及び風水害を対象とする。

2) 被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 東京都防災会議）における被害想定に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、「東京湾北部地震（M7.3、冬 18 時、風速 8m/s）」の場合で最大約 440 万トンにも上ると推計され、本計画はそのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可

能性のあることを前提に必要な対策を定めたものである。

(4) 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、以下の方針を踏まえ、具体的な取り組みを進めていくとしている。

1) 計画的な対応・処理

災害廃棄物の組成及び量、既存の処理施設の能力を的確に把握し、計画的に処理を推進する。

2) リサイクルの推進

徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。

3) 迅速な対応・処理

区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。

4) 環境に配慮した処理

災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。

5) 衛生的な処理

生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。

6) 安全作業の確保

住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入・搬出作業において、安全確保を徹底する。

7) 経済性に配慮した処理

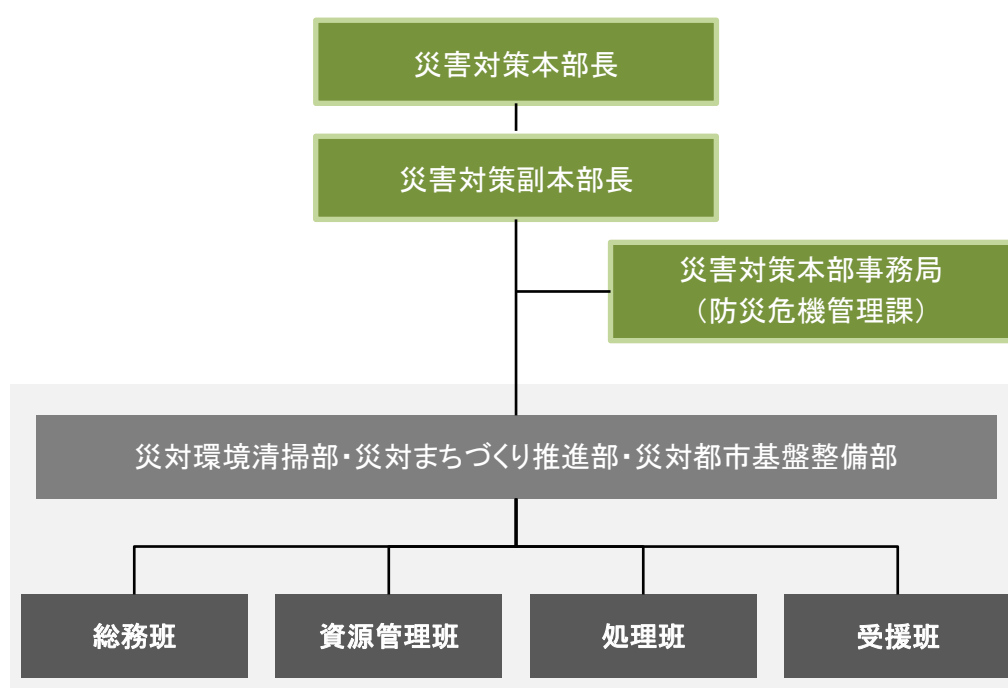
公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。

8) 関係機関や区民、事業者、ボランティアとの協力・連携

早期の復旧・復興を図るため、関係行政機関・民間事業者等と協力・連携するとともに、区民・事業者・ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。

(5) 組織体制

発災後は、以下の組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携して災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進する。



班	職掌
総務班	災害廃棄物処理事業全体の総括、各主体との渉外、予算管理・国庫補助申請等を担当
資源管理班	仮置場等の確保・設置・運営、資機材の管理・確保等を担当
処理班	災害廃棄物の処理・処分等に係る業務、環境指導等を担当
受援班	支援の受入管理・配置等を担当

(6) 各主体との協力

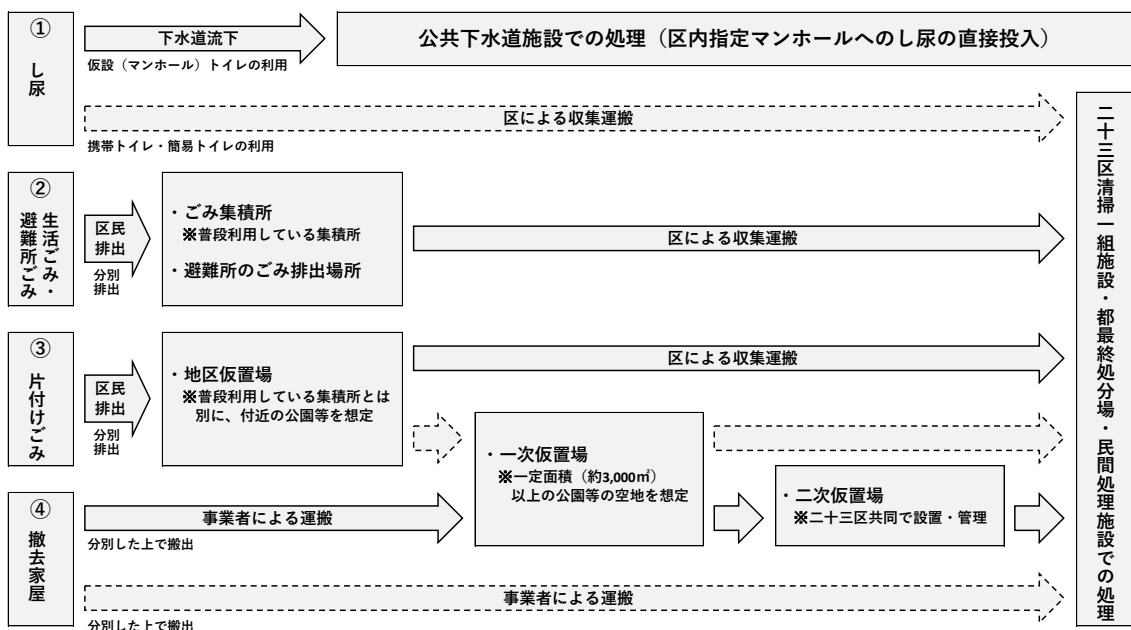
災害廃棄物の処理に関係する主体とその役割は次の通りとなる。

主体	主な役割
大田区	<ul style="list-style-type: none"> 清掃一組（※）や東京都等と連携し主体的に災害廃棄物の収集・運搬を実施
清掃一組（※）	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物処理 汲み取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）
東京都	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理に関する技術的な指導・助言 他道府県への広域処理の要請
国（環境省）	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）等による技術的な指導・助言
協力協定事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援 業務委託による災害廃棄物等の収集運搬・処理支援
区民	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出段階での分別の徹底
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 区と連携し、被災家屋の後片付け等の被災者支援

※ 東京二十三区清掃一部事務組合

(7) 処理の流れ

災害時に発生する廃棄物の処理の流れは次の通りである。



- ① し尿
し尿の処理は下水道での処理を原則とし、下水道に支障が生じた場合は携帯トイレ等により対応する。
- ② 生活ごみ・避難所ごみ
生活ごみは、平時と同様、ごみ集積所を利用して収集運搬・処理を行う。
- ③ 片付けごみ
片付けごみは、ごみ集積所には排出せず、原則として発災後に設置する地区仮置場に可燃・不燃・粗大等、分別排出し、区による収集運搬を行い、東京都二十三区清掃一部事務組合施設・東京都最終処分場・民間処理施設等で処理を行う。
- ④ 撤去家屋
撤去家屋等は分別した上で区が設置する一次仮置場に搬出し、処理施設等で適切に処理を行う。

<仮置場等の種類>

地区仮置場	片付けごみを区民自らが排出・集積するために設置する仮置場
一次仮置場	地区仮置場に集積された片付けごみや撤去家屋等を排出・運搬し、処理施設に搬出するまでの間、一時的に保管するために設置する仮置場
二次仮置場	各区の一時仮置場に集積された災害廃棄物を既存処理施設等で処理・処分するまでの間、保管・破碎・選別するために設置する仮置場（特別区が一体となって設置）

(8) 対応スケジュールの概要

処理期間については、大規模災害の際は災害発生から概ね 3 年以内の処理完了を目標とするが、可能な限り早期の処理完了に努め、災害規模・内容に応じて設定することになっている。発災後の区への対応の概要は次の通りである。

発災後の 時期区分	時期の目安と特徴	区の主な対応項目
初動期	<u>発災～3 日後程度</u> 人命救助が優先される時期	体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う ・ 組織体制・指揮命令系統の確立、被害状況の確認 ・ 収集運搬・処理体制の構築、収集計画の周知

応急対応期 (前半)	発災数日～3週間程度 避難所生活が本格化する時期	主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量（概略値）の推計、処理方針の策定 ・ 生活ごみ・避難所ごみの収集・処理の開始 ・ 片付けごみ収集方法等の周知、片付けごみの収集開始
応急対応期 (後半)	発災数週間～3か月程度 人や物の流れが回復する時期	災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 片付けごみの適正処理の推進 ・ 損壊家屋等の撤去等の申請受付開始
復旧・ 復興期	発災数か月～3年程度 避難所生活が終了する時期	一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理を行う <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理実行計画に基づく進捗管理 ・ 損壊家屋等の撤去等、災害廃棄物の適正処理の推進

(9) 平時の取組

災害が発生していない平時において、発災に備えて取り組むべき内容を次のようにまとめている。

主な取組	概要
区民・事業者への周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の廃棄物処理に関して、平時から区民・事業者には様々な手段で周知・広報を進めていく。
各主体との協力・連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や都が開催する協議会・研修会等に参加し、平時から関係行政機関との協力・連携体制を確立する。 ・ 協定締結事業者等と定期的に情報共有・情報交換を行い、民間事業者とも顔の見える関係を構築する。
区職員の教育訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修・セミナー等に定期的に参加し、区職員の災害対応力向上・知識醸成に努め、災害廃棄物処理対応に係る知識・ノウハウを蓄積・継承していく。
本計画の適宜の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理の対策事例等の情報収集や訓練等を通じて、適宜、本計画の改善を図っていく。 ・ 発災後、速やかに仮置場等を設置・開設できるよう、平時から庁内連携を図り、仮置場候

補地の選定に向けて精査する。

2. 計画の策定過程

本計画の策定は外部事業者へ委託されており、「大田区災害廃棄物処理計画策定のための庁内会議」（以下、この節において「庁内会議」という）での検討を経て完成している。委託事業者の選定及び庁内会議の開催等、本計画の策定過程の概要は次の通りである。

(1) 大田区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託契約の締結

委託事業者の選定は公募型プロポーザル方式（※）により平成30年2月から開始され、「大田区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱」の制定とともに「大田区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下、この節において「委員会」という）が立ち上げられた。

公募により5社の応募があり、それら5社の提案内容について、事前に制定された審査要領に従って委員会が2回の審査を実施し、その結果、総合評価点の最も高い者が契約予定事業者として選定され、同社と契約が締結されている。契約内容の概要は次の通りである。

※ 入札方式の一つで、公募により受託希望者を募り、その事業者が提出する提案書の内容及び価格を総合評価して委託事業者を決定する方式である。

契約事業者： パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社

契約期間： 平成30年4月16日～平成31年3月22日

契約金額： 9,774,000円（内消費税724,000円）

上記契約期間が設定されていたが、仮置場候補地の選定や広域連携の在り方について、庁内会議から意見があり、それらを課題として時間を掛けて整理・対応するために、契約期間が2回延長されている。なお、2回目の延長の結果、消費税率の改定の影響を受けることとなったため、契約金額が消費税率上昇分だけ増額されている。変更内容は次の通りである。

<変更1回目>

契約期間： 平成30年4月16日～平成31年（令和元年）9月30日

<変更2回目>

契約期間： 平成30年4月16日～令和2年3月24日

契約金額： 9,955,000円（内消費税905,000円）

上記の延長により平成30年度の予算は繰越明許の議決を受けており、令和2年3月24日付で委託事業者から発行された完了届及び請求書に基づき、同日付で完了検査の上、支払手続が行われている。

(2) 大田区災害廃棄物処理計画策定のための庁内会議

本計画策定に当たって関連する部署の課長が参加する庁内会議が6回開催されている。開催された庁内会議の概要は議事要旨によれば次の通りである。

<第1回>

日時	平成30年7月5日
議題	① 大田区災害廃棄物処理計画の位置づけについて ② 庁内会議開催の趣旨と目的について ③ 過去事例における災害廃棄物処理対応について ④ 対象とする災害と災害廃棄物の発生量について ⑤ 災害廃棄物処理を円滑に進めるための基本的な考え方について ⑥ その他
出席者	企画経営部 企画課長 総務部 総務課長 総務部 防災危機管理課長 地域力推進部 地域力推進課長 産業経済部 産業振興課長 福祉部 福祉管理課長 健康政策部 健康医療政策課長 こども家庭部 子育て支援課長 まちづくり推進部 都市計画課長 教育総務部 教育総務課長

<第2回>

日時	平成30年10月24日
議題	① 災害廃棄物処理に係る主な業務、組織体制と関係各課との連携について ② 空地・オープンスペースの調査結果、災害廃棄物の仮置場について ③ その他
出席者	企画経営部 企画課長（代理：政策・企画担当係長） 総務部 総務課長 総務部 防災危機管理課長（代理：防災危機管理担当係長） 地域力推進部 地域力推進課長（代理：地域力推進担当係長） まちづくり推進部 都市計画課長（代理：都市計画担当係長） 都市基盤整備部 都市基盤管理課長 環境清掃部 環境計画課 副参事

<第3回>

日時	平成30年11月19日
議題	① 平時及び災害時における仮置場の確保策（案）について ② 災害廃棄物処理計画骨子（案）について ③ その他
出席者	企画経営部 企画課長 総務部 総務課長 総務部 防災危機管理課長 地域力推進部 地域力推進課長 区民部 戸籍住民課長 産業経済部 産業振興課長 福祉部 福祉管理課長 健康政策部 健康医療政策課長 こども家庭部 子育て支援課長 まちづくり推進部 都市計画課長 都市基盤整備部 都市基盤管理課長 教育総務部 教育総務課長 環境清掃部 環境計画課 副参事

<第4回>

日時	平成30年12月25日
議題	① 庁内会議等の意見と対応について ② 災害廃棄物処理計画素案について

	③ その他
出席者	企画経営部 企画課長 総務部 総務課長 総務部 防災危機管理課長 地域力推進部 地域力推進課長 区民部 戸籍住民課長 産業経済部 産業振興課長 福祉部 福祉管理課長 健康政策部 健康医療政策課長 こども家庭部 子育て支援課長 まちづくり推進部 都市計画課長 都市基盤整備部 都市基盤管理課長 教育総務部 教育総務課長 環境清掃部 環境計画課 副参事

<第5回>

日時	平成31年4月25日
議題	① 災害廃棄物処理計画策定に向けた課題の抽出と検討方法について ② その他
出席者	企画経営部 企画調整担当課長 総務部 総務課長 総務部 防災危機管理課長 地域力推進部 地域力推進課長 区民部 戸籍住民課長 産業経済部 産業振興課長（代理：産業振興担当係長） 福祉部 福祉管理課長 健康政策部 健康医療政策課長 こども家庭部 子育て支援課長 まちづくり推進部 都市計画課長（代理：都市計画担当係長） 都市基盤整備部 都市基盤管理課長 教育総務部 教育総務課長 環境清掃部 清掃事業課長 環境清掃部 環境計画課長 環境清掃部 環境計画課 計画推進・温暖化対策担当係長

<第6回>

日時	令和元年 11 月 29 日
議題	① 発災後に区内で想定される状況と災害廃棄物対応に関して必要な連携について ② 災害廃棄物処理計画及びマニュアルの策定について ③ その他
出席者	企画経営部 企画調整担当課長 総務部 総務課（代理：経営計画担当係長） 総務部 防災危機管理課長 地域力推進部 地域力推進課長 区民部 戸籍住民課長 産業経済部 産業振興課長（代理：産業振興担当係長） 福祉部 福祉管理課長 健康政策部 健康医療政策課長 こども家庭部 子育て支援課長 教育総務部 教育総務課長

第2項 監査手続及び結果

本計画の策定に係る事務の執行及び本計画の推進状況等について、次の監査手続を実施した。

- ・ 委託事業者の選定、契約の締結、委託料の支払等の事務の執行について、関連する資料の査閲
- ・ 本計画策定までに開催された庁内会議の「議事要旨」の査閲
- ・ 本計画及びそのマニュアルの閲覧
- ・ 本計画の推進体制及び推進状況について、実施している事業内容の分かる資料の査閲及び担当者への質問

1. 災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業者との取引

委託事業者の選定、契約の締結及び委託料の支払の流れについては、概要で記載した通りである。委託先選定、契約締結、委託料の支払に関連する資料を査閲した結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

2. 災害廃棄物処理計画の内容

本計画の内容については、概要で記載した通りであるが、本計画の本体だけを閲覧すると、その内容は一般的な話が中心で区の特性を考慮した部分が少ないような印象を持った。しかしながら、庁内会議の議事要旨に記録がある関係部局と計画策定事務局側との質疑応答等を見ると区の状況に配慮した議論がされていることが分かり、その結果は、本計画の資料編や災害廃棄物処理マニュアルの方へ反映されていると思われる。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

3. 災害廃棄物処理計画の推進体制及び推進状況

本計画の推進は環境清掃部清掃事業課清掃リサイクル担当係長が1名で担当している状態とのことである。

また、策定後の推進状況について、概要でも記載している「平時の取組」として実施している内容を質問したところ、令和2年11月時点では、物品購入として、①災害対策対応のぼり旗等の購入、②災害対策対応物品として保護メガネ等の購入、③災害対応物品としてカラーコーンの購入、広報活動として、④清掃だより令和2年10月臨時号での「災害時の資源・ごみの出し方」の発行、⑤区ホームページでの「災害時のごみの出し方について」の掲載の5項目のみであった。

(指摘 No. 42)

2年度にわたる時間と少額でない支出によって策定している計画であるにもかかわらず、その推進が適切に実行されなければ絵に描いた餅になってしまう。

現状、本計画及び災害廃棄物処理マニュアルの庁内での研修会等、周知する機会が設けられていない状況である。

また、本計画において、発災となれば実行計画を策定することとなっているが、実行計画をどのような体制で策定していくのかの詳細は決まっていない状況である。概要で記載したように、発災時の組織体制は、総務班、資産管理班、処理班、受援班と決まっており、それぞれの班の業務内容や連携すべき部局及び調整

すべき内容は掲げられているものの、具体的な行動計画となる実行計画の策定については、本計画の中では具体的な体制及び方法は決められていないため、本計画推進の中で定めていく必要がある。

首都直下地震の切迫性がささやかれる中、このような状況にあることは大きな問題であると考え。策定した以上、早急に推進体制を整え、発災に備えた体制を整備する必要があるものとする。